

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	杉 村	幸太郎
同	森 山	よしひさ

住民監査請求について（通知）

令和 4 年 10 月 11 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、森恵一監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

（1）監査請求の趣旨

監査委員は、大阪市長に対し関西電力に支払う必要がない照明灯の電気代、約 4722 万円の損害賠償請求を行うこと勧告することを求める。

（2）監査請求の理由

ア 理由

報道によると、1991 年からすでに撤去されて支払う必要がない道路照明灯の電気料金を支払っていたことが発覚した。

市が関西電力に対して支払う必要がない契約は 201 件、約 4722 万円にも及びます。

市職員は、照明灯を撤去し支払う必要がないにもかかわらず、支払い契約を解約することを怠り、漫然と支払いを行っていた。

地方公共団体が有する債権の管理について、定める地方自治法第 240 条、地方自治法

施行令第 171 条から第 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、速やかに損害賠償請求を行わなければならない。

また、民法により時効となった債権に関しては、地方自治法第 243 条 2 の 2 の規定により担当部局へ損害賠償請求を行わなければならない。

イ 請求額

計 47,220,990 円

2 請求の受理

本件請求は、本市が 1991 年から関西電力株式会社（以下「関電」という。）に対して支払う必要のない道路照明灯の電気料金を支払っており（以下「本件過払い」という。）、速やかに損害賠償請求を行わなければならないにもかかわらず、市が公金の徴収を怠っているとしてなされたものとして、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項等

撤去された道路照明灯について支払った電気料金に対する損害賠償請求権

2 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所

行政委員会事務局執務室等

（2）実施日程

令和 4 年 10 月 20 日（木）から 12 月 8 日（木）まで

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は、次のとおりである。

- ・まず、大阪府が新聞に載ってその後大阪市も載って分かった。どういうことかと思い情報公開をかけたが、大阪市の方がなかなか動かなかった。大阪府の方は、4 月に新聞に載る前に発覚していたので資料を作っていたとして情報公開の資料も早くもらえた。ところが大阪市の方はなかなかもらえず、何回かやり取りをしていた。
- ・この請求を出す前に、大阪府の方から、大阪市は以前にも同じようなことがあり関西電力と話をして適正にしたと聞いた。大阪市は 1 回そのような対応をしているのになぜ早くできないのかと思い、情報公開の資料が出てくるのを待っていた。そうしたらすごい数が出てきた。これをどうするのかと聞いたら、まだ何も進展がなく、一方大阪府の方は裁判に

持ち込む構えであるという回答をもらったので大阪府に対しては監査請求していない。大阪市の方だけ、検討中ばかりで進捗がないので監査請求した。

- ・市民の税金をちゃんと調べもしないで出している。まだこれだけではなく、港湾の方は数日前に情報提供いただいたが、同じ案件なので入れていない。
- ・なくなっているものをずっと払っており、長い間払っているということにあきれかえり監査請求に至った。
- ・これ以外にも、市には港湾の関係の分が多数あるが、最近になって分かり、数日前に情報提供で資料を入手したばかりであり、本件について監査請求すれば、港湾の方も取り組んでもらえるだろうと思い、そちらは監査請求していない。
- ・中身については一目瞭然なので、今後早急に処理してもらいたい。
- ・情報公開が情報提供に切り替わって、人手がありませんとばかり言われてなかなか情報提供されないこともある。

なお、陳述時の質疑応答において、次のことを確認した。

(本件を今年5月及び7月の報道等で初めて知ったのかについて)

- ・そうである。あまりに長いからなぜもっと早く気が付かないのかと思い全部出した。
- (7月22日からの請求までの3か月の大阪市の対応が不十分だと考えているのかについて)
- ・大阪市の方は以前にもこのようなことがあったと聞いた。それならば同じように関電との話し合い等すぐ進めるべきなのに、検討中とばかりで、他方大阪府の方は以前にこのようなことがなかったのにも関わらずきちんと取り組んでこられたことが見えた。それで短くても監査すべきではないかと考えた。
- ・大阪府は4月に気が付いたと言っていた。確か発表される2か月くらい前であると思う。大阪府から4月には気が付いていたので早く情報公開ができたのだと言われた。

(損害賠償、不法行為という法律構成の意図について)

- ・追徴した場合はその間の利息が入ってくる。それを含めて考えてもらいたいということである。
- ・形は拘らないが早く取り戻しなさいという趣旨である。
- (過払いに関する支出手続を行った職員に対する損害賠償請求について)
- ・職員にそこまで求めているという趣旨ではない。

(大阪港湾局の同様の事象について)

- ・これを提出する数日前にいただいた。港湾は今では一つになっているが、以前のもののなので、大阪市の港湾も大阪府の港湾もあった。
- ・港湾もこの件を参考に処理してもらえばいいから、港湾について監査請求するということはない。

(大阪市の対応が遅いということについて)

- ・この3年間情報公開をしたいと思っても、職員が大変だと思いつつ情報公開は控えていたが、今後はしていかなければならないと思っている。
- ・なぜ遅いのかと思い、大阪市のコロナ対応の一覧が欲しいと言った。国から大阪府にきて、大阪府から大阪市なので、市としてはそんなにないが、区役所が大変なのだと聞いた。この3年間全ての部署がコロナで派遣しなければならぬとよく聞いたので可哀想になって

減らしてあげようと思っていた。

4 監査対象所属に対する調査（7 ページ以降に詳述）

令和4年10月28日、同年11月7日、14日、15日及び22日に、行政委員会事務局職員が、建設局職員に対して調査を行った。

5 監査対象所属の陳述（19 ページ以降に詳述）

令和4年11月17日に、監査委員が、建設局職員から陳述等を聴取した。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

（1）関係法令等

ア 地方自治法の規定

会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができないとされている。（第232条の4）

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとされている。（第240条第2項）

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができるとされている。（第240条第3項）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定

地方自治法施行令第171条から第171条の7は、それぞれ、普通地方公共団体の長の債権管理等について、履行期限までに履行しない者があるときの督促（第171条）、督促をしても履行されないときの担保の処分等（第171条の2）、履行期限の繰り上げが可能などときの履行期限の繰上げ（第171条の3）、配当の要求その他債権の申出をすることができるときの措置等（第171条の4）、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるなど履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときの徴収停止（第171条の5）、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなどの履行期限を延長する特約又は処分（第171条の6）及び履行延期の特約又は処分をした債権等の免除（第171条の7）について定めている。

（2）最高裁平成12年行（ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決

標記判例は、地方公共団体の債権管理について、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」旨判示している。

しかしながら、続けて同判例は、「地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、『債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき』に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとされている（地方自治法施行令171条の5第3号）」として、当該事案について、「上告人ら主張のとおりにはみ出し自動販売機の占用料相当額を算定するとしても、その金額は、占用部分が1台当たり1㎡とすれば、1か月当たり約1683円」であるところ「はみ出し自動販売機は当時約3万6000台」あり、「1台ごとに債務者を特定して債権額を算定することには多くの労力と多額の費用とを要する」として、「本件について、『債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない』と認めたことを違法であるということとはできない」として、「はみ出し自動販売機に係る最大の課題は、それを放置することにより通行の妨害となるなど望ましくない状況を解消するためこれを撤去させるべきであるということにあったのであるから、対価を徴収することよりも、はみ出し自動販売機の撤去という抜本的解決を図ることを優先した東京都の判断は、十分に首肯することができ」、「商品製造業者が、東京都に協力をし、撤去費用の負担をすることによって、はみ出し自動販売機の撤去という目的が達成された」といった事情の下では、「東京都が更に撤去前の占用料相当額の金員を商品製造業者から取り立てることは著しく不適當であると判断したとしても、それを違法であるということとはできない」旨判示している。

（３）会計事務必携

本市会計室が令和4年4月に作成した会計事務必携には、第3章第5節2 支出命令情報の作成の項目に、（４）履行（履行確認者、履行確認日）として、次の記載がある。

- ・地方公共団体の支出は、原則として、当該地方公共団体の債務が確定してから（通常、相手方の債務の履行を確認してから）、これを行う。このため、支出命令情報（注：支出命令のため、財務会計システムを利用して送信するもの）の履行確認欄には、検査調書等に基づく履行確認日（検査日）及び当該履行の確認者の氏名を入力する。
- ・次に掲げる経費については、履行確認欄への入力をしないこととする。
 - ウ 長期継続契約に係る公共料金及び後納郵便料金

（４）本件事案の経過

ア 令和4年5月6日付け本市報道発表資料 道路照明灯における電気料金の過払いについて

標記資料には、本件過払いについて、次の内容の記載がある。

- ・令和3年6月28日に、大阪府より、「府で管理している道路照明灯について、電力会社から電気料金が過大請求されているケースがある。」との情報提供が本市建設局にあったことから、建設局が管理する道路照明灯の電力契約情報の確認作業を開始。
- ・令和3年8月に、本市においても撤去した道路照明灯の契約が存在することが判明。
- ・令和4年2月にかけて現地調査を行ったところ、既に撤去している道路照明灯の電気料金について、電力会社から請求を受け、支払っていたものが存在することが判明。
- ・令和4年4月時点での契約の調査結果として、判明した件数等は、撤去したにもかか

わらず、請求に基づき本市が電気代を支払っていた件数が297件、過去過払いとなっていた金額は精査中（1年間の電気代としては令和2年度で約470万円）。

イ 令和4年7月22日付け本市報道発表資料 道路照明灯における電気料金の過払いについて（終報）

標記資料には、本件過払いについて、次の内容の記載がある。

- ・アで精査中としていた「過払いとなっていた金額」について算定が終了、また、アで「撤去したにもかかわらず、請求に基づき本市が電気代を支払っていた件数」及び「令和2年度の年間の電気代」に誤りがあった。
- ・過去過払いとなっていた金額（支払い後10年経過していないもの）32,468千円、これとは別に支払い後10年以上経過した金額14,753千円。なお、件数および金額は現時点で市が算定したものとの注記がある。
- ・令和4年7月時点での契約の調査結果として、撤去したにもかかわらず、請求に基づき本市が電気代を支払っていた件数は201件、1年間の電気代としては令和2年度で約349万円。

（5）関西電力株式会社等の約款

ア 電気特定小売供給約款（2020年10月1日実施）

関電が定めている標記約款は、受給契約の申込み、成立及び契約期間、契約種別、契約の終了等並びに供給方法等について、次の内容等を規定している。

- ・新たに電気の需給契約を希望する場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをする。
- ・需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立する。
- ・契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとし、契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続される。
- ・電灯需要に係る契約種別は、定額電灯、従量電灯A及びB、臨時電灯A、B及びC並びに公衆街路灯A、B及びC。
- ・定額電灯の料金は、1契約ごとに定額の需要家料金、契約負荷設備の容量に応じて定額の電灯料金又は小型機器料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、燃料費調整額を加算又は減算した額。
- ・公衆街路灯Aの料金は、1契約ごとに定額の需要家料金、契約負荷設備の容量に応じて定額の電灯料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、燃料費調整額を加算又は減算した額。
- ・公衆用街路灯Bの料金は、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金と、これを超えると時の1キロワット時ごとの電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、燃料費調整額を加算又は減算した額。
- ・電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知する。当該一般送配電事業者（注：需要場所を供給区域とする一般送配電事業者）は、原則として、通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行う。

需給契約は、解約等の場合を除き、当社に通知された廃止期日に消滅する。

- ・需給契約の廃止の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅する。
- ・需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しない。
- ・電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、その他の供給方法および工事は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによる。

イ 託送供給等約款（2022年7月1日実施）

大阪市域を供給区域に含む一般送配電事業者である関西電力送配電株式会社が定めている標記約款は、供給方法及び工事について、次の内容等を規定している。

- ・供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点とする。
- ・供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金又は臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設する。

なお、いわゆる発送電分離が実施された令和2年4月以前の関電の電気特定小売供給約款には、同趣旨の規定がある。

2 監査対象所属に対する調査

行政委員会事務局職員が、建設局職員に対して調査を行った内容は、次のとおりである。

（1）本件に係る事実経過について確認したところ、建設局から次の説明があった。

ア 事案の発覚以降の大阪府と本市における経過

- ・令和2年10月 大阪府の調査開始、現地確認（全数）
関電契約件数：約14,500件、道路照明灯数：約26,300灯
- ・令和3年6月末 大阪府の確認作業ほぼ終了、本市へ情報提供
- ・同 本市が調査開始
関電契約と道路照明灯等データとの照合、現地確認（データ不整合分）
関電契約件数：約94,000件、道路照明灯数：約123,000灯
- ・令和4年2月 本市が全体把握、金額把握
- ・令和4年5月6日 大阪府及び本市が報道発表
- ・令和4年7月22日 本市が報道発表

イ 関電との協議経過等

- ・令和3年9月3日 関電と打合せ、道路照明灯の電気契約の状況確認
- ・同年10月5日 関電と打合せ、契約内容の確認依頼
- ・同年10月12日 関電と打合せ、道路照明灯の電気契約の状況確認
関電から
 - ・大阪府、大阪市とも同じ対応を行う。
 - ・契約の廃止において、関電への通知（申請）が必要。

廃止手続きを行っている立証が必要。

利用者からの手続きが行われていない以上、正当な契約であり、不当利得が発生しているとは考えていない。

・立証されない限り、返還には応じられない。

・同年 11 月 9 日 関電と打合せ、関電より 10 月 5 日の依頼への回答、契約内容の確認依頼

・同年 11 月 19 日 関電と打合せ、11 月 9 日の確認依頼の回答
関電から

・この文書（11 月 9 日確認依頼）を廃止申請として扱うことはできない

（理由）文書を受け取った記録が確認できなかった。

文書の日付に空白の箇所があり、日付を特定できない。

・令和 4 年 1 月 24 日 関電に契約内容確認依頼

・同年 2 月 2 日 関電より回答

・同年 2 月 14 日 関電に契約内容確認依頼

・同年 4 月 12 日 法律相談（1 回目）

・同年 6 月 15 日 法律相談（2 回目、メール）

・同年 6 月 22 日 関電より中間報告

・同年 7 月 25 日 関電より最終報告

・同年 8 月 31 日 関電に契約内容確認依頼、同一引込柱共架への二重申請の確認

・同年 9 月 21 日 関電に契約内容確認依頼

・同年 9 月 22 日 関電より回答

8 月 31 日の確認依頼に対して、「返金する。」対象：11 件

・同年 10 月 3 日 関電に契約内容確認依頼、同一引込柱共架への二重申請の確認

・同年 10 月 4 日 関電と打合せ、廃止申請の手続き等について

・同年 10 月 17 日 関電に契約内容確認依頼、同一引込柱共架への二重申請の確認

・同年 10 月 21 日 関電より回答

10 月 3、17 日の確認依頼に対して、「返金する。」対象：32 件

（2）本件について、文書又は口頭により、関電に請求を行ったか、又はその予定があるか確認したところ、建設局から次の説明があった。

・過払い金の請求額を確定するため関電と返金の交渉を行っていたため、債権の名目、金額を明示した文書での請求は行っていない。11 月上旬に「過払い金の返還を求める。」文書の発出を行う予定である。

・過払い金の請求額を確定するため関電と返金の交渉を行っていた。関電との返金交渉では、資料を提示し返金の可否の確認依頼を行った。

この点について、請求金額や大阪府の金額の考え方等について重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。（11 月 7 日回答）

・11 月上旬の発出文書には金額を示さず、契約件名など請求対象が特定できる内容で記

載する予定である。

- ・大阪府の請求額の考え方と、本市の請求額の考え方は同じである。
- ・大阪府とは適宜連絡を取り、情報共有を行いながら進めている。

この点について、請求文書に金額を記載しない理由及び同文書の法的効果等について更に重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。（11月14日回答）

- ・過払い金額の精査中であつたため、金額を記載しないことで調整を行っていたが、過去の請求内訳との照合も含め金額を確定することができたこと、および弁護士より催告書に金額を記載すべきとの意見をいただいたので、請求金額を記載することとした。
- ・催告書に関しては、弁護士相談により、文書案の確認をしていただき、返金が完了していない過払い金については全て催告書の対象金額とし、請求額及び支払期限を記載することで、催告書としての法的効果が生じる旨の確認を受けている。

次いで、建設局から上記催告文書の提示を受けたが、提示された書面は、令和4年11月15日付け、関西電力株式会社取締役兼代表執行役宛ての、書面到達の日から2週間以内に、道路照明灯等に関する電気料金の過払金合計51,942,699円の返還を求めるとともに、期限内に返還されない場合の法的手続を予告する内容の内容証明郵便による催告書及び同人宛ての同催告書の内訳一覧である。

本催告書及びその内訳については、(22)及び(23)に詳述する。

- (3) 本件について行った法律相談について確認したところ、建設局から次の資料等の提示があった（以下は該当する弁護士見解部分の抜粋）。

ア 建設局法律相談記録（道路照明灯の電気契約における電気代の扱いについて、令和4年4月12日（火）13時15分～13時40分（計25分））

- ・（「電気特定小売供給約款」－「46需給契約の廃止」又は「48解約等」に基づいて、関電に対して、過払い分の返還請求を行うことは可能か、の問いに対し）各事象に対して関電に対して「通知を行ったかどうか。」、「通知を行ったのであれば、いつ行ったか。」、「通知を行っていたのであれば、どのように行っていたか。」による。大阪市は適切に通知を行っていたにも関わらず、関電の不備により請求が行われていたことが示せれば、返還請求を行うことは可能。

照明灯を撤去しただけでは、契約の終了にはならず、通知を行う必要がある。

関電には、照明灯が撤去されているか等の調査を行う義務は無い。契約である以上、契約を終了させるための手続をとっていることが重要。

大阪市が通知を文書で作成しているのであれば、関電に主張（建設局は書面で提出。）できる。電話でも通話記録があれば、主張できる。端的に証拠があるか否かの問題。

- ・（関電に対して、過払い分の返還請求が可能な場合、どの時点から返還請求を行うことが可能か、の問いに対し）過払い分の返還請求ができる期間は、過去5年分（民法による時効：5年）。起点は、契約が終了（通知）したと認識してから、又は、関電なら廃止したことが認識できる（だろう）ときから。通知に関して、○年度の工事に

よるが月日の特定ができない場合、年度末（工期末）を起点として、請求できるのは、4年。

- ・（工事施工業者が行う契約変更手続きが最後まで完了していない状態において、過払い分の請求を受注者に対して行うことは可能か、の問いに対し）契約の中に、「業者が対応する必要がある。」明記がないと、業者に責任を追及することは出来ない。サービスで業者が行っていることになり、業者が手続きを行う義務は無い。上記特記があるのであれば、業者に請求することが可能。

この点について、時効期間を5年とする見解の根拠等について重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・弁護士相談の中では、どの条項の適用とまでは示されなかった。
- ・撤去した月日は特定できないが、撤去した年度が分かっている場合は、年度末までには撤去したという考えのもとで、請求できるのは「5年未満（4年）」となるという考え方である。

イ メール「RE：法律相談（「道路照明灯の電気契約における電気代の扱いについて」）」
（送信日時 2022年6月15日水曜日 18:28）

- ・（関電の施工範囲である引込線が撤去されている状況をもって、「電気特定小売供給約款」の「48解約等」における関電が需給を終了させるための処置を行い契約は消滅したといえるか、との問いに対し）
 - ①「48解約等」には、「当社および当該一般送配電事業者が」（中略）「処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします」と定めている。
 - ②その趣旨は、関電自らが処置を行いながら、電気料金を請求するのは自己矛盾であることから、関電自らが処置を行った場合には、契約を終了したものとして扱うというものである。
 - ③そうすると、関電以外の事業者が引込線を撤去しても、関電にすれば与り知らぬ事情であるから、「48解約等」は適用されないと理解するのが合理的である。
 - ④よって、本件では需給契約が消滅したということとはできないことになる。
- ・（関電に対して、不当利得返還を求めることは可能か、の問いに対して）需給契約が終了したといえない以上、電気料金の請求は根拠があることになり、不当利得には該当しない。
- ・（不当利得返還を求めるにあたり、返還金額を確定させる必要があるが、インターネット上に公開されている画像は、照明灯を既に撤去している時点を示す証拠として使用可能か、の問いに対し）
 - ①そもそも、不当利得には該当しないが、一般論として、不当利得を請求するには金額を確定させることが必要である。
 - ②その際、保守的に（少なめに）金額を確定することは許されるし、そのための資料として、ネット上の画像でも根拠たり得ることになる。
- ・（建設局発注の工事請負契約において指定している「工事共通仕様書」の「官公庁等への手続等 1 受注者は、工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の

関係機関への届出等を、法令、条例、または設計図書の定めにより実施しなければならない。」は、「電気特定小売供給約款（関電）」における手続きにも及ぶか、の問いに対し）

- ①仕様書の記載は、「工事の施工にあたり」として工事着手前に手順を遵守することを求めているのであって、「工事完了後」の手続遵守を義務づけているわけではない。
- ②そもそも、工事施工者は需給契約の当事者ではないから、関電としては契約当事者ではない第三者の解約申入れを認めることは通常できない。契約を解約できるのは、当事者が基本である。

（４）請求人が挙げる全件について、受電終了日やその根拠資料等について確認したところ、建設局からは、別紙１の表の提出があった。

（５）本件について、支出負担行為、支出命令、請求書、明細など、本件撤去済み道路照明灯に係る電気料金を支払ったことが直接確認できる資料の状況について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・支出負担行為、支出命令、請求書等の書類は平成28年（2016年）度以降は残っている。
- ・支出の手続きの際に参考とする関電から提供された内訳明細データは平成23年（2011年）度以降が残っている。

（６）請求人が挙げる全件について、契約名義ごとの積算資料について確認したところ、建設局からは、別紙２及び別紙３の提出があった。別紙２は、契約名義ごとの積算結果の集計表であり、別紙３は、積算に用いた関電提供の金額計算式である。

この点について、別紙１の表中に、支払終了年月が2022年６月になっているものが数件あるが別紙２の表が2021年度までとなっていることについて重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・提出した積算資料において、2022年度（令和４年度）分が漏れていた。
- ・契約ごとの2022年度（令和４年度）の過払い額は、別紙２－２に記載した30,686円になる。

（７）（６）の積算方法について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・過払い金額算出方法（関電提供の資料等に基づく）

照明灯の電力料金については、電力（W数）によって契約の月額料金（１契約あたりの単価）が異なっており、毎月変動する。

過去の電力料金について関電に確認したところ、100Wの各年月の月額料金は情報提供を受けた。

また、異なる契約種別（200W、300W等）については、月額料金は異なるが各年月の変動率は100Wの変動率と同様であるとのことであったので、100Wの変動率を基に過払い額を算出することとした。

- ①2021年６月の100W×１の金額：531円（「A」）を基準とする。

- ②他の月の金額（「B」）：〇円を、「A」による比率化する。（「B」÷「A」）
 ③過払いが発生した年月から、廃止手続きを行った年月までの各月の「②」による比率を求める。

- ④各比率に対して、2021年6月（基準月）の照明灯の月額料金を掛ける。
 ⑤上記算出方法により算出した契約ごとの過払い額を合計し、過払い総額とした。

（以下、（6）別紙3の表の2020年、2021年度部分を参照）

- ①年月欄のすぐ右が、関電から提供を受けた100Wの月額料金
 ②その右が、2021年6月の月額料金531円を1とした時の各月額料金の割合（＝各月額料金÷531円）
 ③右端が、月で計算した割合を1年単位で合算した値（3月から前年4月へ下から上に順に加算）

例えば、100Wの2020年度の1年間の過払い金額を算出する場合は、531円×11.534840
 100Wの199X年度の1年間の過払い金額を算出する場合は、531円×「199X年の各月の割合を合算した値」

更に200Wの199X年度の1年間の過払い金額を算出する場合は、「200Wの2021年6月の月額料金」×「199X年の各月の割合を合算した値」

・金額開始年月算出方法

- ①廃止依頼文書作成の翌月
 ②照明灯の撤去の翌月（撤去日が確認できる）
- ・ 離隔改修で関電にて撤去
 - ・ N T T柱撤去に合わせて撤去
 - ・ 分電盤の中の停止開始日のメモ書きなど
- ③「更新により撤去」、「更新により撤去されたと推測」（撤去日は不明）
- ・ 更新前後の照明灯が、同じ引込柱に共架
 - ・ 道橋システムの「旧管理番号」欄に、更新前の照明灯の番号が入力されている
 - ・ 照明灯の位置図（GIS）において、更新前後の照明灯の配置（連続照明の設置など）から推測
- ⇒「更新後の照明灯の契約開始日」の翌月又は「グーグルマップ ストリートビューの画像に照明灯が無い年月」（④）のどちらか
- ④グーグルマップ ストリートビューの画像に照明灯が無い
 ⇒グーグルマップ ストリートビューで照明灯が無いことが確認できる一番古い画像の年月から
- ⑤設置状況が不明、契約実体が不明
- ・ 契約開始日が不明（関電提供データに契約開始日が無い、1991年以前など）。
 - ・ 地下引込で、引込位置がよく分からない。
- ⇒2012年4月から
 契約開始日が2012年4月以降は、契約開始日から

この点について、（5）によると、平成23年度以降の内訳明細が残っているが、（6）

別紙2で示された過払い金額は、内訳明細がある期間についても上記の方法による算出額なのか、また今後の請求に当たっても同様の考え方を踏襲するのか重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・提出した積算資料は、上記の方法により算出を行った。

- ・今後の請求にあたっては、

2011年4月（平成23年度）以降は、関電から提供された「内訳明細データ」から実際の支払額を集計

2011年3月（平成22年度）以前は、上記「関電提供の金額計算式」、「過払い金額算出方法」により建設局で算出

これらを合算した額が請求額になると考えている。

併せて、上記で示された関電提供の金額計算式は、公衆街路灯A、100Wのものだが、他のワット数の表の有無等について確認したところ、建設局からは、関電提供の金額計算式においては、異なる契約種別ごとに別表の作成は行っていない旨説明があった。

また、設置状況が不明、契約実体が不明のものの金額開始年月を、内訳明細の現存する2011年度（平成23年度）ではなく、2012年4月とした理由について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・「請求がある＝過払い」とは必ずしも言いきれず、正当な契約に基づく支払いの可能性もある。

- ・撤去時期の確定については、上記の考え方で行ったが、調査の結果、撤去時期が確定できない契約については、過払い開始を10年前（2012年（平成24年）4月）とした。

- ・これは大阪府と同様の考え方である。

（8）支出命令書等が現存しない期間の支払に係る支払日について確認したところ、建設局からは、関電の請求書に記載されている支払期限日までに支払っていたと考える旨説明があった。

（9）道路照明灯の新設等に伴って電気の供給を受けることを開始する際の、標準的な事務手順（今般の事案を受けて事務手順を改めている場合は、今般の見直し以前のもの）について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・道路照明灯の新設（新規契約）に係る事務手続きは次のとおり。

- ①道路照明灯新設工事の受注者は、当局工営所に関電へ申請する新規契約の申請内容についての承諾願を提出

- ②当局工営所は申請内容を確認のうえ、工事受注者へ承諾

- ③工事受注者が承諾を受けた申請内容で関電に申請（WEB）

- ④工事受注者が道路照明灯を設置

- ⑤関電により給電線の接続工事を実施（この時点から契約開始）

（10）過去に（9）と異なる手順により事務を行っていたということであれば、いつ頃まで、どのような事務手順であったのか確認したところ、建設局から次の説明があった。

・2015年頃にWEB申請が導入される以前は、紙媒体の「低圧電気使用申込書」を関電に提出していた。事務手続きは次のとおり。

- ①道路照明灯新設工事の受注者は、当局工営所に関電へ申請する新規契約の申請書類についての承諾願を提出
- ②当局工営所は申請書類を確認のうえ、工事受注者へ承諾
- ③工事受注者が承諾を受けた申請書類を関電に申請（書面）
- ④工事受注者が道路照明灯を設置
- ⑤関電により給電線の接続工事を実施（この時点から契約開始）

この点について、工事受注者が関電に申請する申請書類の名義を重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・申請書類は本市（建設局長）名義である。
- ・工事受注者が本市（建設局長）名義で申請書類を作成し、本市が承諾している。

(11) 道路照明灯の撤去等に伴って電気の供給を受けることを終了する際の、標準的な事務手順（今般の事案を受けて事務手順を改めている場合は、今般の見直し以前のもの）について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・道路照明灯の撤去（契約廃止）に係る事務手続きは次のとおり。

- ①当局工営所から道路照明灯撤去工事の受注者に口頭または書面で関電への契約廃止手続きを指示
- ②工事受注者から関電に契約廃止を依頼（口頭またはFAX）
- ③関電により給電線の撤去工事を実施（この時点で契約終了）
- ④工事受注者が道路照明灯を撤去

この点について、本市が廃止依頼文書を発出する手順について重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・廃止手続きについては、上記のとおり、「当局工営所から道路照明灯撤去工事の受注者に口頭または書面で関電への契約廃止手続きを指示」としている。
- ・この内容が、本市からの「当該文書（廃止依頼文書）の発出」に相当する。

併せて、関電により給電線の撤去工事を実施、とあるが、撤去は必ず関電が実施するのか、（４）別紙１に引込線（給電線と同義か。）亘長という欄があるが、引込線は現存してないのか重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・給電線と引込線は同義である。（以下、引込線という。）
- ・関電の電気特定供給約款 46需給契約の廃止において、「お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行う」とあり、関電が引込線を撤去することになっている。
- ・引込線は関電の財産であることもあり、その撤去は関電側で実施するものと考えている。
- ・引込線亘長とは関電から提示されたもので、引込線長さ（m）を示すだけに記入したも

のである。

- ・ 関電の財産である全ての引込線が現存していないということまでは承知していないが、道路照明灯の撤去を確認しており、照明灯の撤去にあたっては、引込線が繋がっていると撤去できない。

また、（４）別紙１に従量電灯Ａ、Ｂの契約のものがあるがメーターが残置してあるのか等を重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・ 現地にメーターは残っていた。
- ・ 電気の使用実績はなく、電力量料金は発生していない。
- ・ 過払い額は最低料金または基本料金だけになる。

この点について、道路照明灯契約の廃止手続の件数や、その手続における文書の発出状況について、更に重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・ 廃止手続きの件数は、令和３年度112件、令和２年度168件で、概ね年間100から200件である。
- ・ それらに係る事務手続きは上記のとおり。
- ・ これまで、主に口頭により手続きを行っていたこともあり、工事受注者が廃止年月日を決めて関電に手続きをしており、文書による通知の日付を入れるのは工事受注者であったため、日付の入った文書による廃止通知の件数は把握できていない。
- ・ 併せて、道路照明灯の撤去を受注した事業者に対して、本件に係る道路照明灯の撤去時期等に係る資料の有無や、工事の際の関電への連絡状況等について、ヒアリングを実施しているかなどを確認したところ、建設局からは、今後、ヒアリングの実施について検討する旨説明があった。

(12) 過去に（11）と異なる手順により事務を行っていたということであれば、いつ頃まで、どのような事務手順であったのか確認したところ、建設局からは、（11）と同じであった旨説明があった。

(13) 道路照明灯に係る電気料金の月々の支払に係る事務手順（今般の事案を受けて事務手順を改めている場合は、今般の見直し以前のもの）について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・ 毎月の支払に係る事務手続きは下記のとおり。
 - ①関電は請求書を道路河川部調整課へ郵送
 - ②関電から提供された内訳明細データを企画部工務課道路公園設備担当が受け取り、道路河川部調整課へ送信
 - ③道路河川部調整課が請求書と内訳明細データの合計金額の整合確認を行い、支払いを行う。

(14) 過去に（13）と異なる手順により事務を行っていたということであれば、いつ頃まで、

どのような事務手順であったのか確認したところ、建設局からは、現在と異なった方法で支払事務を行ったことはない旨説明があった。

(15) (13) (14) における月々の請求に係る明細の確認、照合手順について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・新設撤去などに伴う契約の変更手続きを行うと、当然ながら契約に反映されているものと考えていた。

(16) 道路照明灯に係る台帳等の資料の情報更新や現地調査、台帳への電気料金の請求資料との照合が可能な情報の記載について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・道路照明灯に係る台帳は道路橋梁総合管理システムにて管理している。
- ・道路照明灯工事の新設や廃止などに伴って、当局工営所が現認した後、都度、台帳に登録することで情報更新を行っている。
- ・台帳は道路照明灯の維持管理を目的に構築されているが、契約者番号など電気料金の請求資料との照合可能な項目も登録されている。

この点について、道路照明灯の契約に係る台帳管理について重ねて確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・道路橋梁総合管理システムにおける照明灯台帳は、現存する照明灯の維持管理のためのデータベースだが、登録情報には照明器具の容量（ワット数）、ならびに関電に照会する際に必要となるお客様番号、契約種別、引込柱番号を含んでおり、電力契約に関する情報も含まれている。
- ・電力会社の請求内容については、照明灯台帳を活用することで照合が可能となっている。なお、照明灯台帳の登録は、工事の施工に伴い適宜行っている。

(17) 令和4年7月22日の報道発表において、過払い額を、支払後10年以上経過したものと、10年経過していないものに金額を分けて記載した意図について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・令和4年5月6日に本市と同日で報道発表を行った大阪府の内容と同じ道路照明灯電気料金の過払い金額公表という事案であるため、公表内容の記載方法を合わせた。

(18) 関電の消滅時効の援用等により、回収できないことが確定するものが生じる可能性があるが、当該金額相当に係る支出手続等の担当職員への賠償請求等について確認したところ、建設局から次の説明があった。

- ・道路照明灯を撤去（廃止）する場合、契約廃止手続きを行うと関電が給電線（関電資産）を撤去することになっており、その後当局が道路照明灯を撤去することになる。
- ・そのため、既に給電線も道路照明灯も撤去されているにもかかわらず、請求行為だけが続いていたのは、関電が行うべき需給契約の廃止処理が行われていなかったと考えており、少なくとも職員個人に故意又は重大な過失があるとは考えていない。

- (19) 本件調査にかかる体制について確認したところ、建設局から次の説明があった。
- ・台帳との照合や関電との協議は企画部工務課道路公園設備担当が行った。
 - ・現地確認は当局工営所と企画部工務課道路公園設備担当が行った。
 - ・法律相談は総務部総務課と調整を行いながら企画部工務課道路公園設備担当が行った。
- (20) 令和4年5月6日の報道発表で言及された再発防止策の実施状況について確認したところ、建設局から次の説明があった。
- 《電力会社に改善を求めるもの》
- ・契約手続きの進捗確認方法を調整し、契約廃止に伴う返信FAXの徹底を依頼（令和4年6月から）
- 《建設局が改善を行うもの》
- ・工事受注者が漏れなく契約手続きを実施するよう、手続きの要否や、手続き内容一覧と台帳登録情報を本市へ提出するよう特記仕様書に条文を追加（令和4年6月から）
 - ・関電請求内容と道路橋梁システムのズレを発見するため、突合ソフトを試行運用（令和4年7月から）
- (21) 請求人陳述において、過去に同様の事象が本市と関電の間で発生し、適正化したとの請求人の発言について確認したところ、建設局から次の説明があった。
- ・過去に同様の事象が本市と関電の間で発生したことはない。
 - ・請求人陳述での発言については、市が請求人へ情報提供の資料（過払い額の内訳）を提供した際のやり取りにおいて、今回、過去からの過払いがあり是正したことについて話したことが、今回案件とは別にあったこととして、誤解を与えたかも知れない。
- (22) 11月15日付けの催告書における請求金額が、7月22日の報道発表等から約470万円増加したことについて、この間の精査の状況等を確認したところ、建設局から次の説明があった。
- ・7月の報道発表以降、法的措置に向けた準備として、過払い金を正式に請求するために金額確定作業を行ってきた。その過程で再確認を要する下記事案が判明したため改めて、電力契約、台帳データ、資料類、過払いの算出方法を改めて確認し、一部は現場の再確認も実施しながら精査、検証を行った。
 - ・なお、下記の電力契約の精査・検証作業にあたっては、対象となる道路照明灯の周辺にある別の照明灯の電力契約内容・請求内容・照明灯台帳の登録情報・地図情報・現地状況などの情報から総合的に判断して、電柱から引込線がどの道路照明灯に繋がっているのか等を現地やPC上で探し出し、確認するのに多くの時間を要した。
- ①関電の契約に同一契約名義で2つの契約があったことが判明。片方の契約を解約しつつ、関電に契約を確認した結果、二重契約となっており過払いであったことが判明した。そのため、改めて約9万4千件の契約から抽出ならびに現地確認等を行い、関電に照会した結果、20件を過払い対象に追加した。（＋約500万円）
- ②道路照明灯の撤去時期を精査するために、再度、現地調査やグーグルマップのストリートビューを活用して精査を行い、撤去時期の繰り上げなどを確認し、14件の過払い

期間を見直した。（＋約190万円）

③関電からの情報や現場再確認により、契約対象の照明灯等が見つかったため、20件を過払い対象から除外した。（－約320万円）

④その他にも過去10年分の月額料金を計算式により算出していたものを、実績額に置き換えるために、関電から送られた過去の請求明細を確認し、各月、各契約種別の月額料金に置き換える作業（201件×120カ月分）を行った。

また、金額算定時に用いた単価、容量（ワット数）を正値で算出したことにより、金額が変更になった。（＋約100万円）

各契約に係る過払額について、（6）別紙2からの変更状況を確認したところ、建設局からは、別紙4の提出があった。

(23) 同一引込柱への二重支払が発覚したが、契約件数が201件で変化がないことについて確認したところ、建設局からは、新たに発見された二重払い契約などの件数と同数の契約について、照明灯があったなどして過払いでなかったことが明らかになったため、結果的に201件となった旨説明があった。

(24) 公衆街路灯Aの契約（注：令和4年11月5日付け催告書に添えられた内訳では、201件中197件が公衆街路灯A、3件が定額電灯、1件が公衆街路灯B）について、正常に新設、撤去された場合の電気料金の日割計算は、受電開始日、受電終了日を基準になされている（仮に、申込書記載日と、実際の工事による引込線取付又は取外日が異なったとしても、実際の受電開始、終了日が基準）か確認したところ、建設局から次の説明があった。

・お見込みのとおり。

・なお、電気特定小売供給約款（2020年10月1日実施）27日割計算には、「日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。」と記載されている。

(25) 本件の調査を担当した道路公園設備担当における、過去3年（令和2～4年）の、7月から11月の超過勤務の実績等について確認したところ、建設局から次の説明があった。

・超過勤務の実績は下表のとおり。

建設局企画部工務課道路公園設備担当の時間外勤務時間集計

	7月	8月	9月	10月	11月	備考（担当職員数）
令和2年度	578:35	596:28	604:55	674:05	566:50	17人
令和3年度	540:34	414:27	475:29	400:52	329:36	20人
令和4年度	549:29	390:48	496:13	481:54		20人

・道路公園設備担当は、定常的に発注している道路照明灯やポンプなどの道路と公園の機械電気設備の維持管理に係る各種業務に加えて、建設局内の道路、河川、公園事業等を所管する他課が発注した本体工事（道路・橋梁・共同溝・水門および公園の整備工事など）に付随する機械電気設備の設計・発注を依頼されて工事発注を行っている。そのた

め、年度ごと月ごとで他課からの依頼量に応じて業務量が変化する。

- ・例年7月から11月は、予算要求や年内契約の発注に向けて、恒常的に繁忙な状況となっている。
- ・なお、電力契約の精査や交渉には、これまでの経過を踏まえた経験が必要で、特に担当の職員ならびに管理職も業務時間内から相当に多くの時間を割いて対応している。

3 監査対象所属の陳述

監査委員が、建設局職員から事情聴取した内容は、次のとおりである。

(過払金が4,700万円から5,194万円となった積算根拠について)

- ・7月以降、新たな事実として、1つの引込線とか1つの場所で、2つの契約があるというようなことが見つかった。今まではそういった目で見えていなかったのも、同じ場所で2つの契約になっているものがないか、9万件についてもう1回見直した。そうすると結構あり、それが500万円くらい増えた分の大半を占めている。おそらく、撤去した時に撤去したものを消さずに、元の契約が生きたままで新しい契約が追加されてしまったのではないかと思われる。この話は関電としても関電の方でも確認をしてもらっており、過払いの認識はお互い合致している。二重払いになっていたものが増えた分の大半である。

(二重ではなく三重とか四重ということもありえるのかについて)

- ・二重のみである。
- ・関電は引き込みの柱ごとに名前がついている。今回の調査でそれで改めてまとめ直していた時に、同じ引き込み柱に契約が2つぶら下がっているものがあつたが、3本4本ぶら下がっているものはなかった。

(当初11月上旬の催告書に金額を入れないで出そうとした理由について)

- ・今後、司法手続も想定しており、場合によっては訴訟になりかねないと思っているので、直前に改めて弁護士に相談をしたところ、金額を入れるべきというご意見をいただいたので、金額を入れて催告書を出した。
- ・金額を算出する最終段階にある中で、スケジュールの制約もあり、催告書を出さないといけないとなったため、苦渋の選択として金額は書かずに契約の内容がある程度確定するような記載をすることによって、効力を持てるのではないかと考えていたため、まず金額を記載せずに発出しようと調整していた。直前になって、弁護士と相談した中で、やはり金額を書くべきという話になり、調整している間に金額の算出も整ったので、金額を入れて発出した。
- ・今回の事案について、現在、大阪府も同様に動いているという中で、大阪府の方は金額を示さずに返還を求める届出をしているということを聞いていたので、我々としても同様の形でやるべき、ということで、そのような判断に至った。

(関電から来る支払いの明細書でチェックはできないのかについて)

- ・支払いの請求書は関電から送付され、ウェブ上で明細も確認できるようになっており、それらの金額の照合はしていた。ただ、当時できていなかった点としては、我々が保有している施設12万本の情報と請求書の照合ができていなかった。
- ・撤去したという情報を関電は持っているはずであり、撤去したものの請求まではされていないだろうと思い込んでいた。

- ・我々の持っている施設の台帳やリストと、個々の支払いの明細との照合はできていなかった。それが原因の1つかと考えている。関電側も、撤去したものは契約を削除しておいてくれたらいいと思うが、それは言っても仕方ないので、我々としてできていなかったのはその点であり反省している。

(基本的な契約の解除方法について)

- ・基本的には撤去工事の業者から関電に連絡が入ることになっており、それをもって契約から落ちるというのが大半の事例である。
- ・電力の契約変更ということに関して言うと、年間 2,000～3,000 件程度、変更の処理をしており、それについては関電で手続が行われているが、一部行われていないものが積み重なって今回の事例となっている。

(チェックしていなかったのは、落ち度ではないのかについて)

- ・今は実施しているが、施設の台帳と明細の照合をしていればもっと早い段階で気づけたのではないかと思っている。
- ・大半ができていますが一部ずれがあるということを過去から認識していたというわけではない。今回の件が発覚してから調査をして、年間数千件実施している手続の一部が漏れているということを初めて認識した。過去からその認識でよいとしていたわけではない。

(今回の件が発覚する前の認識について)

- ・そもそも撤去は我々が勝手にできるものではなく、関電において廃止の手続が行われているという認識であった。

(今回の事例だけ契約解除が漏れていたということであれば関電側の重過失が認められる可能性が高いのではないかと考えられるが、そのような過去の事実の有無について)

- ・道路照明灯という部分で言えば、毎年、撤去など 2,000～3,000 の手続を申請している。その中で、何らかの原因により、契約がされたままに物がなくなっているというのが、この間発表したところであるが 200 件あり、それが全体の中の割合という意味で申し上げた。他が上手くいっていたとかそういうつもりではなく、単に、上手くいっていなかったものがこれだけあったという認識である。

(消滅時効について)

- ・どの時点から消滅時効が進行するのか、司法の場に出れば判断があるかと思うので、先日送付した催告書では、期間に関わらず過去に過払いとなっていたものは全期間のものをまず請求している。
- ・法律相談の際、弁護士は5年とおっしゃったが、どのように理解すれば5年、というところまではその時に確認しなかった。

(4月の公表から11月に催告書出すまでの期間の長さについて)

- ・請求する金額をはっきりさせようとしていたことと、ちょうどその頃に二重の契約があるのではないかということが発覚し、その件について関電と情報交換を実施していた。関電の中でも二重になっているところは返還を検討しなければならないという話になっているとのことである。金額がどれくらいか、相手方が返還についてどのような認識かはっきりさせようと作業をしていたというのがこの間の経過である。
- ・関電に対して、正式な金額を入れた書類は出していなかったが、過払いの金額を返還してほしいということは伝え続けてきており、それだけで時効の中断になるかはわからないが、

司法の場になればそういったことも、中断させる材料として主張できればと考えている。

- ・ 今後を視野に入れ二週間の期限をつけて催告書を送付しており、相手方がどのような反応をするかにより次の対応を考えていきたい。

(法律相談での関電以外の事業者が引込線を撤去しても関電にすれば預かり知らぬ事象であるという弁護士コメントについて)

- ・ 法律相談の中で、引込線の撤去について弁護士に相談したが、論点整理を行う中で、我々としては、当然関電はその事実を知っているものと思っているが、仮に、関電は撤去したことがないという主張をした場合にはどうなるかと確認したところ、そのような場合であれば関電は知らないという主張をするかもしれないとコメントをいただいたものである。あくまでいろいろなケースを仮定した中での一言と理解している。

- ・ 引込線の撤去に関電の誰がやったということまではわからない。
- ・ 建設局で時々相談に行っていた弁護士であるが、実は、関電と何等かの関係があるため、代理人にはなれないと言われ、そこで終わっていたものである。

(セカンドオピニオンを取ろうとしなかった理由について)

- ・ 時期は遅くなったが、別の弁護士に、11 月になってから催告書の書き方などを相談した。大阪府の動きも見ながら進めていたのと、先ほど申し上げたとおり二重の契約の問題などがこの間時間を要していた理由である。

(大阪府との情報共有について)

- ・ 各節目で、本市が何かしら行動をする際には大阪府と情報交換を実施している。
- ・ 時効の考え方についても大阪府に確認している。最終的にどのような判断になっているかはわからないが5年という考え方ではないということを聞いている。
- ・ 大阪府は5月の時点で過払いの金額を公表しており、その際には、10 年を経過したものと経過していないものに分けて公表されていた。実際に司法の場に出るときにどうされるかまでは確認していないが、そのあたりも参考にさせていただきたいと思っている。
- ・ 大阪府は訴訟提起について9月の議会へ議案を提出し可決されているようである。議決後、まだ司法手続には移っていないという段階ではあるが、我々もそのように進めていかなければならない。

(大阪市会への付議の時期について)

- ・ 今回催告書を送付しており、その結果を見ながらそれ以降速やかにと考えている。
- ・ この夏に二重払いの件も発覚してきて、返還の意向もある程度示されているので、実際の部分を求めていくかという精査に時間がかかっているところである。今後すみやかに対応していく。

(大阪府と比較した場合の全体の対応の遅さについて)

- ・ はじめに情報公開請求が出て、情報提供に切り替わって相手先と調整していきいく中で量も膨大であり時間がかかった。また、司法手続の関係も請求者の方にはっきり説明できていなかった。そのあたりの動きをみて中々態度がはっきりしていないという印象を受けられたかもしれないと思う。
- ・ 大阪府から情報提供を受けて本市がどのようなスケジュール感であるかということについてだが、大阪府から大阪市へは去年の6月頃に情報提供があったが、実は大阪府はその1年ぐらい前に今回の事実を認識しており、1年かけて調査し、ほぼ完成してから市に情報

提供している。市としても、府と足並みを揃えようというスケジュール感で駆け足で取り組んできた。

- ・対象となる契約件数のボリュームについて、大阪府は 15,000 件に対し市はその 6.5 倍となる 94,000 件の契約がある。大阪府は調査を開始してから 18 か月ぐらいかけて 5 月に公表している。市は 6 月に聞いて、府の 6.5 倍のボリュームのものを 12 か月駆け足で事態を把握しながら、概要を 5 月に公表している。大阪府に追いつくよう全力で取り組み、金額については 7 月によりやく金額が算出できた。その後、法的措置に取り組もうということだったが、新たな事象も発覚した中で、金額が確定しないと催告書を出せないとの思いもあり、駆け足で精査し、直前にはなるがやっと催告書を出せたところである。
- ・過去に遡って物がいつなくなったか、無い物を探すというところで確認に時間がかかった。
- ・司法でどう判断されるか分からないが、グーグルマップ ストリートビューに過去 10 年の画像が残っているとのことでそれも根拠に出来ないかも検討している。

(撤去した工事業者への書類の提供依頼について)

- ・工事業者との契約完了から時間が経っており、契約上、協力を依頼する根拠的なものもない。残っているかもしれないが、依頼をすると相手方に手間も発生するわけであり、なかなか協力依頼することは難しいと考えている。
- ・司法の場でどこまで証拠を集めていくか、訴訟代理人と相談しながら、出来ることはやっていかないとはいけないと考えている。
- ・業者に頼んだのかなど大阪府にも確認しながら進めていく。

(今後再発防止のための業務フローについて)

- ・関電との間でファックスのやり取りが残っているが、今後はファックスを送信して相手が確認したらその旨返信を送ってもらうとともに、工事業者の契約約款の中でその手続を取るよう明記したところである。
- ・支払いの際には施設の台帳と請求のあった明細を突合できるような仕組みも作った。過去の分はこれからになるが、少なくとも今は実際にあるものの分しか払っていない、という状態にはできた。
- ・関電は、未だに廃止連絡は基本電話で受け付けるもので、電話の際に関電から伝えられた受付番号等を控えておいてもらってと考えておられるとのことだが、それでは管理が難しいので、ファックスでの連絡とすることを協議し、了承いただきながら進めていく。
- ・税金で支払っているわけであるので、きちんと実際必要なものに対してお金を払うということ、我々もこういったことをより一層自覚していかなければならないと思っている。
- ・日々の工事の代金などもそうだが、必ず履行確認した上で支払っている。ただ、多くの施設を抱えているので、今回は道路の照明灯だが、例えば公園の電灯や下水道関連施設の電気代等もあるのでチェックし直している。多くはメーターが付いているので、今回のように施設が無くなったものについて支払っているというものはない。今回の道路照明灯のように定額の契約で 1 本いくらということで支払っていることも原因の一つと考える。

(大阪港湾局との情報共有について)

- ・当時から情報共有して、システムの改善や手続の見直しも同様に実施している。

(関電側の工事業者に記録が存在し、返還請求額を確定させようという話になる可能性について)

- ・この間、返還というところはなかなか速やかに合意できていないが、こういった仕組みになっているかとかどう改善するか、二重払いのことについても、関電と情報共有しながら今まではやってきた。訴訟となれば訴訟遂行上有利な情報しかだされないということが想定される。
- ・今後、事務を速やかに進めていきたい。

4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明及び監査対象所属に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断した。

本件請求における請求人の主張の概要は、本市が、1991年から既に撤去された道路照明灯の電気料金として関電に支払った201件の契約に係る約4722万円について、関電に対し損害賠償請求を行うよう勧告するとともに、その内時効消滅した債権に相当する金額については、法第243条の2の2の規定に基づき、支出を担当した職員等に損害賠償請求を行うことを求めるものである。

請求人の主張の前段は、本市が関電に対して有する債権について、行使を怠る事実があるとするものであるが、債権行使を怠っているというには、前提として、本市が徴収可能性のある債権を有していることが必要である。この点、請求人は、損害賠償請求を行うこと、としているので、まず、関電の本件過払いに係る請求行為等が、本市に対する不法行為となるかを検討するが、債権の発生原因が過払いであることに鑑み、過払い金返還請求の一般的な法律構成である、不当利得返還請求権の成否についても検討し、いずれかの理由により本市が関電に対する徴収可能性のある債権を有していると認められれば、現時点において、本市に債権行使を怠る事実があるかを検討する。

また、請求人の主張の後段は、本市が関電に対して徴収可能性のある債権を有していたが、消滅時効の成立により確定的に徴収できなくなったものについて、その債権の発生原因となった本件過払いに係る支出負担行為をする権限を有する職員等への損害賠償請求を求めるものであるので、本件過払いに係る支出について、支出を担当した職員等に故意又は重過失がなかったかを検討する。また、これに加えて、本件過払いを把握した後、その返還等に係る債権行使を担当する職員について、故意又は過失により瑕疵ある債権管理を行い、消滅時効が成立する額を拡大させたという事情はなかったかについても検討する。

(1) 本市に債権行使を怠る事実があるか

ア 不法行為による損害賠償請求権の存否

本件過払いは、関電の本市に対する電気料金の請求により生じているため、これが関電の本市に対する不法行為となるか検討する。

この点、貸金業者が借主に対し貸金の支払を請求し借主から弁済を受けた事案に係るものではあるが、これが不法行為を構成するのは、債権者が、当該債権が事後的、法律

的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の債権者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られるとした判例（平成21年9月4日最高裁判決）があり、本件過払いに係る請求行為について、これが不法行為を構成するか、同様の基準に照らして判断すべきであると考ええる。

本件において、関電からは、平穩に請求書及び明細書が送付、提供されていることが認められ、また関電は、契約に基づく適法な請求であったとの認識を有しており、債権の不存在を容易に知り得たにもかかわらずあえてこれを請求したといった事情があるとは認められないため、関電の請求行為に、社会通念に照らして著しく相当性を欠く事情があるとは認められない。

よって、本件過払いの原因となった関電の本市に対する請求行為は、本市に対する不法行為であるとは認められないと考える。

イ 不当利得返還請求権の存否

不当利得返還請求権は、受益者への財産的価値の移転に法律上の原因がなく、公平の理念から、その移転を正当なものとするだけの実質的な理由がない場合に成立すると考えられるところ、本件過払いについては、本市と関電の間の電気供給契約に基づく支払の形をとっているので、まず、本件過払いに係る契約が支払時点で継続していたか検討する。

本件過払いに係る道路照明灯は、支払の時点で既に撤去されているが、道路照明灯の撤去に当たっては、照明設備の撤去前に関電（撤去の時期により、関電の場合と、関西電力送配電株式会社の場合があるが、本項では総称して関電と表記する。）からの引込線を撤去等する必要がある。照明設備までの引込線は関電の所有物であり、関電がその敷設撤去を行うとされていることに照らせば、本件に係る道路照明灯への引込線を本市受託事業者が無断で撤去したとは考えにくく、引込線は関電からの受託事業者等、関電側で撤去したものと考えるのが相当であり、関電側で需給を終了させるための処置を行いながら、契約の存続を主張するのは矛盾する。

この点について、関電は、本件に係る道路照明灯への電気供給の契約について、廃止通知の証拠がないので通知がなされていないと主張するようであるが、大部分の契約について、具体的な廃止日を指定した通知は本市受託事業者から電話など口頭で行われていると認められ、本件について廃止通知の文書等の証拠が残っていないとしても、特段不自然なことはなく、通常の廃止手続が行われたものとみることができる。

したがって、本市と関電の間の電気の供給契約は終了していると認められる。

また、本市からの電気料金の支払を正当なものとするだけの実質的な理由の有無について検討する。

本件過払いの大部分は、公衆街路灯A及び定額電灯という定額の契約であり、定額の契約は、実際の電気使用量とは無関係に電気料金が発生するものである。しかし、公衆街路灯について定額の契約となっている趣旨は、街路灯の消費電力量は、年間の日照時間と照明設備の電気容量でおおよそ定まり、都度検針しなくとも消費電力量に対する適

切な対価を設定できるというところにあり、定額であっても、電気料金は、消費した電力量の対価であると考えべきである。そうであるなら、電気設備が撤去され、供給地点での電気供給が恒常的にない状態になったときには、一切の反対給付の提供がなく、これに必要な設備もない状態となっているのであり、その場合に電気料金だけが発生し続けることについて、公平の観点からこれを正当と認める実質的な理由は見出しがたい。

よって、本市が不当利得返還請求権の主張を行うことには十分な理由があり、本市は徴収可能性のある不当利得返還請求権を有していると認められると考える。

ウ 現時点における債権行使を怠る事実の有無

債権が履行期にあるにもかかわらず、徴収手続を行っていないければ、怠っていると認められるところ、上記のとおり、本市は関電に対し本件過払いを原因とする不当利得返還請求権を有していると考えられ、この不当利得返還請求権は、各本件過払いの支払日から履行を求めることができるものである。

この点、本市は、令和4年11月15日付けで、2週間の期限を付して、道路照明灯等に関する電気料金の過払金全額の返還を求めるとともに、期限内に返還されない場合の法的手続を予告する内容の内容証明郵便による催告書を送付していると認められ、請求を行っているため、現時点では公金の徴収を怠る事実があるとは認められない。

(2) 職員に対する損害賠償請求の要否について

ア 本件過払いを行った本市職員

本件過払いは、撤去された道路照明灯に係る電気料金について、撤去後も関電が引き続き請求を行っていることについて、支出負担行為を行う職員や履行確認を行う職員がそのことに気づかずに支出していたものであり、当該職員は、そのことについて故意又は重大な過失があるときには賠償責任を負うことになる。

関電の道路照明灯の電気料金の請求には内訳明細が添付されており、これを確認すれば撤去された道路照明灯に係る電気料金について請求されていることが分かるが、建設局は、契約の変更手続きを行うと、当然ながら契約に反映されているものと考えていたと説明しており、本件過払いの間、道路照明灯に係る電気料金の内訳明細の確認は、ほぼ行われていなかったものと認められる。

この点、支払事務のフローにおいて、あえて支払担当ではない道路公園設備担当が内訳明細データを受け取ることになっているのは、道路照明灯の管理部門である同担当において、明細の確認が期待されていたことの現れとも考えられる。しかしながら、9万件以上の契約について、毎月全件の照合は明らかに非現実的であり、新設、撤去など異動があったものだけに限っても、9万件以上の明細の中で適切に反映されていることを毎回全件確認することは容易なことではないと考えられる。

また、会計事務必携の記載等に鑑みると、公共料金の支払に当たっては、通常の契約に係る支払の場合ほど厳密な履行確認が求められていないとも見受けられる。このような運用の背景には、公共料金の請求主体である電気、ガス等の事業者は信頼性が高く、

また件数が膨大で個別の厳密な履行確認が困難な場合があることがあるものと考えられる。

本件の様な事態が発生した以上、今後の取扱いについては検討が必要であるが、過去の道路照明灯に係る電気料金の内訳明細の確認がなされないまま支出されていたことについて、特定の職員に故意又は故意に過払いを行ったのに等しい著しい注意の欠如という重過失があったとは認められない。

よって、本件過払いを行った本市職員に、賠償責任を求めることはできないと考える。

イ 本件過払いを把握後、返還請求等を担当する本市職員

過払いに係る不当利得返還請求権の消滅時効は、過払いを行った日から進行するため、請求等による時効中断（時効の完成猶予及び更新）等が遅れれば、その分時効消滅する額が増えることになる。債権の存否及びその金額等が明らかでない間は請求できないとしても、本件では、令和4年7月22日に金額の算定が終了した旨報道発表を行っており、遅くともこの時点で請求が可能となったと思われるところ、催告書の発送まで、約4か月が経過している。これが催告に当たって合理的な期間を超えて遅滞していると認められるものであれば、債権の管理を行う本市職員の過失により、時効消滅する債権額を増加させたといえる。

この点、同日の報道発表で公表された金額は、過去の電気料金の変動率に基準時の電気料金を乗じて試算された概算値程度のものに過ぎず、法的措置を視野に入れての請求に用いることのできる精度のものであったとは認められない。金額を特定しない催告であれば、直ちに可能であったとも思われるが、そもそも請求金額を特定しない催告にどの程度の法的効果があるかは疑わしく、催告に必要な請求金額の特定に、一定の時間を要すること自体はやむを得ないものと考えられる。

そして、明細資料が現存する120カ月分について、約9万4千件の中から対象となる約200件の契約に係る支払額をピックアップする作業に加え、精査中に新たな二重払いという種類の過払いの存在が明らかになったことによる全件見直しなどの作業が生じたこともあり、これらの作業を行うには相応の期間が必要であったと認められ、これに4か月を要したことが、合理的な期間を著しく逸脱したものであるとまではいえないと考える。

したがって、債権の存否等が明らかになって以降の請求行為が合理的な期間を著しく超え、債権管理を行う本市職員の過失により時効消滅する債権額を増加させたとは認められない。

よって、返還請求等を担当する本市職員に、賠償責任を求めることはできないと考える。

5 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後の事務に当たり留意すべき点等

について付言する。

本件請求は、公金の徴収を怠る事実に係るものであり、債権の存否等が明らかでなければ請求等を行うことはできないので、主に、これらが明らかになって以降の本市の請求行為等を対象に監査を行い、現時点ではこれらを怠る事実はないと結論付けたものであるが、遡れば、本件過払いの存在の端緒は、令和3年6月に大阪府からの情報提供によりもたらされている。

それ以降、建設局は、本市内部での確認に加え、関電に対し契約状況の確認等を求めることで、事案の概要把握に努めている。本市に十分な資料が残っていない時期の電気料金等について、関電に確認等の協力を求めることは一定やむを得ないものと認められるが、関電は令和3年10月という極めて早い時点で、証拠がない限り返還に応じないという厳しい姿勢を明らかにしており、また、消滅時効に関する限り、時間の経過とともに関電は時効を主張できる金額が増え、他方本市は回収可能額が減少するという関係にあることも事実である。

また、法律相談を令和4年4月及び6月に実施されているが、そこで示された見解は、本市の請求について厳しい見解といわざるを得ない内容であった。令和4年5月の報道発表にあるように、法的措置を含めて検討するというのであれば、速やかにセカンドオピニオンを求め、本市の請求が可能となる主張と、そのための証拠保全等法的措置に必要な準備について助言を得て、資料作成を行うこともできたと考えられる。

今後は、不当利得返還請求など、債権の存否等一定の調査が必要なものについて、調査段階から消滅時効の進行等を意識して事務を進めることを徹底されたい。

別紙1

(1) 契約名義	(2) 受電終了日	(3)	(2) の特定根拠										(4) 受電終了送付資料	(5) 支払終了日	(6) 契約種別	(7) 契約書、申込書	(8) 従量制契約について		
契約名義	過払い開始年月		状況	契約開始	引込柱番号	引込線	地下引込	照明有	最終年月	照明無	最初年月	契約名義	契約開始	廃止依頼文書	支払終了年月	契約種別	契約容量	台数	使用申込書
7 3 1 - 0 7 8	1991年6月	「901-923 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新		-							「901-923」	19910514		2021年10月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 7 - 2 ゼー 3 8	1991年6月	「902-461 (LED95L) 」	〈 関電契約有り〉に立替	19771101	ﾀｲｺﾝﾓﾃﾙ	18		1				「902-461」	19910512		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
9 0 1 - 0 7 1	1992年6月	契約が 2 つある。別途契約「901-071 (LED95L) 」 〈 関電契約有り：100W〉		19910110	ｷｬﾉ	29		10				「07S-221-A-92S」	19920523		2022年6月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
6 4 1 - 0 0 3	1992年8月	「92S-117 (LED20) 」	〈 関電契約有り：20W〉に更新	0	ｷｬﾌﾞﾗﾂｸ	25	S01	W2	1		2010年1月	「92S-117」	19920722		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	5	
6 9 1 - 7 0 3	1992年8月	「92J-121 (LED20) 」	〈 関電契約有り：20W〉に建立時に撤去	0	ｵｷﾞﾆ	11			1		2010年1月	「92J-121」	19920726			公衆街路灯 A	1 0 0 W 7 0 0 W	2	
7 7 6 - 0 8 6	1992年8月	「92L-086 (LED60) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	19771126	ｶﾐ	12	E01	G1	1			「92L-086」	19920729		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
6 6 1 - 0 1 5	1993年10月	「931-002 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新		-							「931-002」	19930928		2021年11月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 1 6 - 0 9 7	1993年10月	「936-248 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉建立時に撤去	19820112	ﾀｶﾞｺﾓﾂｸ	39	G02		18			「936-248」	19930928		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 1 6 - 0 3 3	1994年1月	「936-374 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉設置時に撤去。	19810519	ｷｬﾌﾞﾛﾅ	8			1		2010年1月	「936-374」	19931224		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 3 7 - 5 7 0	1994年6月	「14P-911-001～006 (関電契約無し) 」	に更新。	20160916	ｽﾃｯﾓｲ	1			17			「94P-906」	19940527		2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	6	
9 0 1 - 2 3 3	1994年9月	「94J-009 (ナト40) 」	〈 関電契約有り：60W〉に建立時に撤去	19910212	ｽﾀﾞｲ	7			1		2010年2月	「94J-009」	19940802		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
9 1 1 - 3 6 7	1994年9月	「94J-004 (ナト110) 」	〈 関電契約有り60W〉に建立時に撤去	19911214	ﾀｲﾀﾞｲﾔ	3			20		2010年2月	「94J-004」	19940802		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
オオサカシ ケンセツキョク	1995年8月	「95W-007-A (LED60) 」	〈 関電契約有り：60W×3〉に更新。	19890418	ﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞC	8	N01		0		2010年3月	「95W-007-009」	19950718		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	2	
7 4 1 - 2 0 5	1995年9月	「95S-152 (LED20) 」	〈 関電契約有り：20W〉に更新	0	ﾀｶｽﾔｲ	2	W01	S6	1		2009年12月	「95S-152」	19950826		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 0 3 - 6 4 9	1995年11月	「95N-358 (ナト180) 」	〈 関電契約有り：300W〉に更新	0	ｷｬﾌﾞﾗﾂｸ	44	S01		1		2010年2月	「95N-358」	19951006		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
土木局	1997年4月	「96H-337A-339A (LED60×3) 」	〈 関電契約有り：60W×3〉に建立時に撤去	19950327	ｼｵﾐﾊﾞｼ	18			25			「96H-337A-339A」	19970331		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 8 1 - 0 9 2	1997年4月	「091-502-A (ナト40) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	19881212	ﾄﾚｯﾂｸ	27			1			「091-502-A」	19970306		2022年5月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 5 3 - 4 6 7	1997年7月	「97M-259-A (LED40×2、ナト70×1) 」	〈 関電契約有り：40W×1、70W×1〉に更新	19951211	ｾﾋﾞﾊﾞ	28	S01		1			「97M-259-A」	19970627		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
7 1 3 - 0 3 9	1998年3月	「973-107-B (ナト40) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	0	ｾｲﾏ	9	S3		1			「973-107-B」	19980218		2021年10月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 1 3 - 0 1 6	1998年4月	「973-256 (LED60L) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	0	ｴｲｽ	13			9		2010年2月	「973-256」	19980307		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 5 3 - 1 0 0	1998年4月	「97T-194 (LED60) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	19940905	ﾄﾞﾌﾞﾂ	13			1			「97T-194」	19980304		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 8 3 - 0 5 6	1998年4月	「97N-396-B (LED20) 」	〈 関電契約有り：20W〉に更新	19781020	ｶﾞﾂｸSA	4			1			「97N-396-B」	19980307		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
7 9 3 - 1 2 5	1998年4月	「97N-297 (LED60) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	19800513	ｷｬﾌﾞﾗﾂｸ	45	W02		1			「97N-297」	19980316		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 0 3 - 0 5 6	1998年4月	「16N-013-A (LED40) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新。2010年には、「97N-214-B」の照明がある。	19801220	ｴｲｽ	12			1			「16N-013-A」	19980307		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
8 7 4 - 0 5 4	1998年4月	「974-929 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B〉に建立時に撤去	19871111	ﾀﾏｸﾞWﾌ	371			0	○		「974-929」	19980322		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	8	
9 5 3 - 2 4 1 - A	1998年4月	「97M-591-A-592 (ナト70、LED40) 」	〈 関電契約有40W×2〉に設置時に撤去。	19960402	ｵﾐﾔｲ	2	W02		1		2010年3月	「97M-591-A-592」	19980325		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 5 3 - 2 4 2 - A	1998年4月	「97M-593A-594A」	〈 関電契約有40W×2〉に設置時に撤去。	19960402	ｵﾐﾔｲ	2	E01		1		2010年3月	「97M-593A-594A」	19980319		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 5 3 - 2 4 3 - A	1998年4月	「97M-593A-594A」	〈 関電契約有40W×2〉に設置時に撤去。	19960402	ｵﾐﾔｲ	2	E03		1		2010年3月	「97M-593A-594A」	19980319		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 2 1 - 4 3 6	1998年9月	「98S-249-A (LED40) 」	〈 関電契約有り：40W〉に更新	19921203	ﾐﾅﾐﾉﾂｸ	5	S08	W1	30		2010年1月	「98S-249-A」	19980810		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
8 0 3 - 1 1 4	1998年11月	「983-255A-259A (LED40×2、水銀100×3) 」	〈 関電契約有り：200W×5〉に建立時に撤去	19801226	ﾈｲﾔ	10	W01		1		2010年3月	「983-255A-259A」	19981003		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 2 4 - 3 4 0	1999年4月	「984-135 (水銀80×3) 」	〈 関電契約有り：100W×3〉に建立時に撤去	0	ﾓﾂｶ	14	W01		3		2014年4月	「984-135」	19990312		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 4 6 - 1 0 9	1999年4月	「98V-231 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新	19850316	ﾁｮｸｶﾔ	11			1		2010年1月	「986-231」	19990321		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
9 3 5 - 3 6 7	1999年4月	同一引込柱に、「98E-365-A (ナト70) 」 〈 関電契約：100W〉ある。		19940325	ﾊﾝﾔ	9			1		2009年11月	「98E-365-A」	19990316		2022年2月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
7 8 6 - 5 5 1	2000年1月	向かいの電柱ﾀﾞﾐﾔ21に共架灯「99L-060 (LED60L) 」 〈 関電契約有り：60W〉あり		19790331	ﾘｵﾝｸﾞB	1			10		2010年1月	「99L-060」	19991210		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	2	
7 9 3 - 1 1 8	2000年4月	契約が 2 つある。別途契約「79N-118 (LED60L) 」 〈 関電契約有り：60W〉。		19800201	ｼﾞｬｸEB	6			2			「79N-118」	20000311		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 4 7 - 8 0 5	2000年4月	「99P-910-004 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B〉に建立時に撤去	19841106	ｱﾋﾞｺW	438	G03		10			「99P-910-004」	20000324		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	8	
イマザトアジロセンリ	2000年4月	「996-584-A (LED20) 」	〈 関電契約有り：20W〉に更新かも	0	ﾅｶｶﾞﾅﾂｸ	10			1			「996-584-A」	20000325		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	5	
7 5 6 - 1 3 1	2001年1月	「20V-028-A (LED40) 」	〈 関電契約有り：40W〉の共架灯あり。2019年11月は、「006-268-A」がある。	19891124	ｷﾓ	14	N05		1		2010年10月	「20V-028-A」	20001208		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
8 1 1 - 0 8 5	2001年4月	「00S-285-A (LED40) 」	〈 関電契約有り：40W〉に更新	19820708	ﾆｼｶﾞﾏ	11	E03		6			「00S-285-A」	20010312		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
9 0 2 - 4 3 8	2001年11月	「012-903 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B〉に建立時に撤去	19910516	ｼﾊﾞﾀ	790			0	○		「012-903」	20011016		2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 0 W	1	
7 2 3 - 0 8 2	2002年1月	「013-199A-200A (ナト70×2) 」	〈 関電契約有り：200W〉 (コ ミ ュ ニ テ ィ ー 柱) 設置時に撤去	20011210	ﾌﾙｲﾔEA	5	S01		5			「013-199A-200A」	20011210		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
6 4 1 - 1 9 7	2002年4月	「011-325-A (LED20) 」	〈 関電契約有り：20W〉に更新		ｷｸｶﾞﾝ	55			1			「011-325-A」	20020308		2021年9月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	5	
9 3 4 - 0 1 5 - C	2002年4月	2021.6.8 NTT柱撤去に合わせて撤去廃止済み。		-	ｶﾞﾔﾏ	13	S1	W3			2020年12月				2022年6月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
6 3 1 - 6 5 9	2002年11月	「02J-119 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新	0	ｼﾝｼﾞｮ	51			5		2010年1月	「02J-119」	20021011		2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 0 W	1	
0 1 1 - 0 4 6	2003年1月	「021-139 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新	20011009	ｷﾀﾞｸ	22			1		2009年7月	「021-139」	20021227		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	○
9 4 1 - 6 0 8	2003年1月	「021-140 (LED60L) 」	〈 関電契約有り：200W〉に更新	19950323	ｷﾀﾞｸ	23			1		2009年7月	「021-140」	20021227		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
8 4 7 - 8 3 6	2003年2月	「027-911-A (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B〉に建立時に撤去	19850302	ｱﾋﾞｺE	423	G73		1			「027-911-A」	20030111		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	8	
カシマチヨウオホヘ	2003年10月	「03S-149-A (ナト70) 」	〈 関電契約有り：100W〉に更新。	0	ﾐﾂﾔｲ	17			1		2009年12月	「03S-149-A」	20030929		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 7 - 6 ゼー 3 4	2004年10月	「046-097-A (ナト40) 」	→「11L-174-A (LED20) 」 〈 関電契約有り：20W〉に更新	19891120	ﾜｸﾜｸ	22			1		2016年11月	「11L-174-A」	20040930		2022年6月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
9 7 6 - 6 6 2 - A	2004年11月	「04Q-198-A (LED40) 」	〈 関電契約有り：40W〉に建立時に撤去	19980525	ｲｸﾞ	7			10		2010年1月	「04Q-198-A」	20041026		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
8 6 6 - 0 5 9	2004年12月	「86Q-059 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に変更時に、撤去	19870327	ｸﾘﾔ	47	S06		1		2010年1月	「86Q-059」	20041112		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 6 6 - 3 1 9	2004年12月	「96Q-319 (LED95L) 」	〈 関電契約有り：100W〉に変更 (移設)	19970115	ｺﾞﾀﾞﾅ	57	G01		1		2010年1月	「96Q-319」	20041112		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 1 1 - 2 2 3	2005年4月	「041-905 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B) 設置時に撤去	19890213	ﾎﾞｸﾞ	36			1		2010年1月	「041-905」	20050325		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 0 3 - 0 1 4	2005年10月	「05N-024 (LED60L) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	0	ｽﾐﾔｸﾞ	9			5			「05N-024」	20050907		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 0 3 - 1 1 3	2005年10月	「05N-019 (LED60L) 」	〈 関電契約有り：60W〉に更新	0	ﾌﾙｲﾔ	11			8			「05N-019」	20050907		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
6 6 1 - 0 2 3	2006年4月	「051-908 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B) 設置時に撤去	19810704	ｷｸｶﾞﾝ	26			1		2010年2月	「051-908」	20060318		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
6 6 1 - 0 2 4	2006年4月	「051-907 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B) 設置時に撤去	19810704	ﾎﾞｸﾞ	28			1		2010年1月	「051-907」	20060316		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 9 1 - 0 6 4	2006年4月	「051-904 (連続照明) 」	〈 関電契約有り：公衆街路灯B) に建立時に撤去	19900625	ｸﾞﾝｺﾞﾅ	1			1	○									

(1) 契約名義	(2) 受電終了日	(3)	(2) の特定根拠										(4) 受電終了送付資料	(5) 支払終了日	(6) 契約種別	(7) 契約書、申込書	(8) 従量制契約について	
契約名義	過払い開始年月	状況	契約開始	引込柱番号	引込線	地下引込	照明有	最終年月	照明無	最初年月	更新後 契約名義	更新後 契約開始	廃止依頼文書	支払終了年月	契約種別	契約容量	台数	使用申込書
9 6 7 - 9 0 7	2008年7月	現地受電盤の中に紙「H20.6.20～消灯中」あり。	19970130	ベンアキツ	223	Y12	20	○						2022年1月	従量電灯 B			料金明細から李支払額確認できる
9 8 4 - 9 1 3	2008年7月	現地受電盤の中に紙「H20.6.20～消灯中」あり。	-	ナチ4T	8	N2	0							2021年10月	従量電灯 A			料金明細から李支払額確認できる
6 6 1 - 2 2 4	2008年9月	「081-006（ナト110）」（関電契約有り100W）に更新	-								「081-006」	20080821		2021年8月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 5 6 - 2 4 2	2009年2月	「086-028（LED60L）」（関電契約有り：60W）に更新	19760403	タバナ1-	6		1				「086-028」	20090115		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 8 6 - 7 0 6 - A	2009年2月	「086-102-A（LED20）」（関電契約有り：20W）に建立時に撤去	19990309	Wクマ	10	S04	G1	1		2010年10月	「086-102-A」	20090131		2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
6 9 1 - 0 8 0	2009年3月	「08J-033（LED20）」（関電契約有り：20W）に更新	0	E3ド 5キ	10		1			2009年7月	「08J-033」	20090213		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
5 0 1 0 0 1 スタ	2009年4月	「086-223-A（ナト40）」（関電契約有り：60W）に更新	19751101	オオセカ	6	E02	15			2009年4月	「086-223-A」	20090313		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
6 8 1 - 0 3 2	2009年7月	2009年7月無し	0	アツシマチ	25		10			2009年7月				2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 0 W	1	
9 7 1 - 5 3 6 - A	2009年7月	不明	-							2009年7月				2021年7月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 3 6 - 1 5 3	2009年9月	2009年 9 月には周辺に共架灯なし	19930831	Nホダイ	14		1			2009年9月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
シンシヨウヤマトーエフ8キ	2009年9月	「80K-80〇（ナト360）」（関電契約：400W×複数）を整備時に、撤去	0	シンフホE	7		15			2009年9月	「80K-808」	19810327		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
セイホクナイヤキ	2009年9月	現地無	19891009	ダイン	41	S01	23			2009年9月				2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
8 9 U - 1 2 6	2009年10月	2009年10月時点なし	19900421	Eムホミ	9	W03	S2	E1	0	2009年10月				2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 W	1	
国道2号北 0 2 - 3 - 9 0	2009年10月	不明	19981225	ニコチ	120	G08	29	○		2009年10月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 5 〇 - 7 0 4 A	2009年11月	2009.11無	20140401	オオジ W	13		7			2009年11月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 5 〇 - 7 1 2 A	2009年11月	2009.11無	20140401	オオジ W	17		12			2009年11月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 5 〇 - 7 1 3 A	2009年11月	2009.11無	20140401	オオジ W	17		5			2009年11月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
住宅内	2009年11月	無い	0	アサホ	18	N03	4			2009年11月				2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 2 2 - 3 9 5	2009年11月	無し	19921227	ホカハマA	18	E01	20			2009年11月				2022年5月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
6 5 5 - 5 6 3 ヨツハシセ	2009年12月	「905-573-585（連続照明）」（関電契約有り：公衆街路灯B）設置時に、撤去。	19820322	チユウ2	1	K37	K8	K1	8	2009年12月	「905-573-585」	20080912		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
6 9 U - 6 7 5	2009年12月	2009年12月時点なし	20061121	ハマダ チ	23		0			2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	3	
7 4 5 - 〇 1 4	2009年12月	2009年12月無	0	ホカダ クナ	25		1			2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 7 - 4 ゼー 1 0 6	2009年12月	2009年12月時点でなし	19780510	キダリ	7		7			2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 9 1 - 1 7 9	2009年12月	2009年12月には既に無	19800502	ヤマダ TE	22	E03	6			2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 W 2 0 0 W	3	
8 0 7 - 〇 9 9 - 1 0 0	2009年12月	「13P-014」「977-012」「737-223」（3つとも関電契約有り）	19801015	マツダ イW	22		27			2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	2	
9 0 4 - 〇 6 2	2009年12月	2016.4～2017.8に撤去。	19900821	シンセイイ	9	W05	S1	18	2016年4月	2017年8月				2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
9 1 4 - 2 3 5	2009年12月	不明	19911108	Sホダリ	13		7			2009年12月				2022年1月	定額電灯	5 0 V A 機器	1	
9 7 1 - 3 5 8 - A	2009年12月	2009年12月無	19971017	ケンゾウ キタ	3	W09	E1	1		2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 8 2 - 9 0 4	2009年12月	不明	19990318	トヨキナ	11	E06	N2	1		2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	3	
セイホクナイヤナ	2009年12月	現地「90W-902-04」（データ無）：契約「902-901（「公衆街路灯B」）」に含まれる	0	コダブ ンジ	9		10			2009年12月	「90W-902」	19910128		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
天神橋筋六丁目交差点北西	2009年12月	不明。現地確認するも不明。	-							2009年12月				2021年7月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
南北線 H 1 6	2009年12月	2009年12月無	19820121	Nホウドウ	11		10			2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	8	
9 9 7 - 〇 0 8 - S	2009年12月	不明	20000401	ホダ イS	22	N06	W1	15		2009年12月				2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
7 3 6 - 1 3 0	2010年1月	2010年 1 月には照明灯なし	0	ホミ	62	W04	1			2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
9 1 1 - 8 4 7	2010年1月	2010年無し	19910910	ミヤコGE	11	G01	1			2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
A - 2 1 - A	2010年1月	10年前の写真でグーグルで照明灯確認できず。	0	コダブ	13		1			2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	4	
シジュウソバイハスウチ	2010年1月	2010年1月無。現地確認するも、無し。	0	ホカダ ンコウ	12	S06	E5	N1	25	2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	4	
ヒヨウシキー 1	2010年1月	不明	0	ホドホナチ	301	G08	7	○		2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	7	
ヒヨウシキー 2	2010年1月	不明	0	ホカダ ン	47		15			2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	7 0 0 W	1	
ボ長居東	2010年1月	2010.1時点無し	0	ホカダYS	8		1			2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	2	
矢田トミタチヨウオホリ	2010年1月	不明	0	ヤダ	31	E03	10			2010年1月				2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	2	
6 4 9 - 〇 0 8	2010年1月	「746-256」→「10																

(1) 契約名義	(2) 受電終了日	(3)	(2) の特定根拠												(4) 受電終了送付資料	(5) 支払終了日	(6) 契約種別	(7) 契約書、申込書	(8) 従量制契約について
契約名義	過払い開始年月	状況			契約開始	引込柱番号	引込線 地下引込	照明有	最終年月	照明無	最初年月	更新後 契約名義	更新後 契約開始	廃止依頼文書	支払終了年月	契約種別	契約容量	台数	使用申込書
5 0 2 5 0 1 スタ	2012年4月	「756-292 (ナト110) 」 (関電契約有り：200W) に更新			19760129	イマシ Yヘイ	18		7			「756-292」	19830301		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
5 0 2 5 0 1 スタ	2012年4月	不明			19760224	キヲマ	11	S05	W4	9					2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 1 1 - 2 4 4	2012年4月	同一引込柱同一照明2契約。別途契約「71S-244 (LED95L) 」 (関電契約有り：100W)			0	オガシ N	56		1			「71S-244」	0		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 1 6 - 0 9 7	2012年4月	関電にヒラノという引込柱がない。			0	ヒラノ	8	N02	E7	1					2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 3 6 - 1 2 8	2012年4月	「816-23〇 (ナト360) 」 (関電契約有り：400W) 整備時に撤去			19801123	タミ	41		10		2010年1月	「81L-238」	19820301		2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
7 9 6 - 0 1 9	2012年4月	「69L-019」照明あり。請求は69L-019と796-019。			19791026	アジ ロバシ	30		1			「69L-019」	0		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
9 0 1 - 1 7 7	2012年4月	「11J-294-A (LED20) 」 (関電契約有り：20W) に建替え			19910129	アツシキエ	10	W01	7		2010年1月	「11J-294-A」	20120307		2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
9 7 4 - 9 2 9 - 0 1 5	2012年4月	不明			19871111	タマツリ Wフ	81		0	〇					2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	8	
サンスイ - 1	2012年4月	確認するも不明。高麗橋東側に引込柱。高麗橋の照明は別途ある。			19760628	Eヨド リN	4		10						2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	8	
シ ケンセツキヨク	2012年4月	「本庄川崎公園」の照明灯。公園事務所請求分にも「本庄川崎公園」 (1988.7以前から契約) の契約 (LED化の容量) ある。			19930310	ホシジ ヅE	11	W02	N2	6		「本庄川崎公園」	(不明)		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W 4 0 0 W	2	
タザエモン5 0 1 - 5 0 2	2012年4月	太左衛門橋の照明は別途ある。			0	ソウセン	8	S01	15						2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W 3 0 0 W	2	
トウナンナイニリ	2012年4月	不明。同一引込柱、亘長1mに、「73L-118 (LED60L) 」 (関電契約有り：60W) あり。			0	イマシ N	17		1			「73L-118」	20100308		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
道路照明灯	2012年4月	付近の道路照明灯の契約ではない。			(1988.7以前)	Nイワツ C	3		(不明)		2010年2月				2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W 4 0 0 W	2	
9 0 2 - 9 1 4	2013年9月	「10W-175 (LED60L) 」 (関電契約有り：60W) に更新			19910410	チカシママ	1		1		2009年12月	「10W-175」	19950831		2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
土木局	2013年9月	2013年9月無			19950327	ジョシバシ	11		30		2013年9月				2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
0 0 4 - 0 1 9 - A	2013年9月	「12X-045A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) に更新。			20000731	バ クウ	24		0		2009年12月	「12X-045A」	(20020310)?		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
0 2 7 - 2 9 6 - A	2013年10月	2010.1有り。2013.10無し			20021016	コウシ N	18		36		2010年1月	2013年10月			2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
0 2 7 - 3 0 1 - A	2013年10月	2013.10無し。「180-001 (LED40) 」 (関電契約有り：40W) に更新			20021016	コウシ N	12		1		2013年10月	「180-001」	20081022		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 5 3 - 0 1 9 - A	2013年11月	「11K-142-A (LED20) 」 (関電契約有り：20W) に更新			20011102	Wフホエ	15	E01	25		2010年2月	「11K-142-A」	20000619?		2022年6月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
0 2 3 - 2 8 1 - A	2014年3月	2013年10月～2014年3月の間に、隣の関電柱に共架 (移設) 「13A-012 (LED60L) 」 (関電契約有り：60W)			20020906	Eノダ B	11		5		2013年10月	2014年3月	「13A-012」	20140211	2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
7 3 M - 2 7 9	2014年3月	「13M-011 (LED60L) 」 (関電契約有り：60W) に更新			0	コダ イ	8		5		2013年10月	2014年3月	「13M-011」	20140213	2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
9 0 4 - 1 3 7	2014年4月	「984-137～141 (水銀灯80W×3-5灯) 」 (関電契約有り：100W×3/灯) 設置時に撤去			19910212	シシセイ	12		1		2014年4月	「984-137」	19990315		2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
0 0 1 - 1 0 1 - A	2015年3月	2014年8月あり (大阪市かしま入権協会建物前の駐車場照明)。2015.3までに撤去			20001128	ミツヘイ	12		15		2014年8月	2015年3月			2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
0 5 3 - 0 5 0 - A	2015年3月	2015.3までに「97N-528-A (LED20) (契約名義「97N-157-A (20W) 」) に更新。			20051107	ツ	7	W02	1		2015年3月	「97N-157-A」	19971020		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 5 1 - 1 0 0	2015年3月	「15S-252-A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) に更新			19950824	Eオリア	8	S03	4		2014年8月	2015年3月	「15S-252-A」	20160219	2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 W	1	
9 5 1 - 4 1 4	2015年3月	2014年8月まで在り 以降無し			19951211	シンゴ	32		1		2014年8月	2015年3月			2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 W	1	
6 3 1 - 6 5 0	2015年4月	「14J-023 (LED95L) 」 (関電契約有り：100W) に建替え			20041122	シンジ ヅ	44		1		2015年2月	2016年6月	「14J-023」	20150320	2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
6 3 1 - 6 5 2	2015年4月	「14J-024 (LED95L) 」 (関電契約有り：100W) に建替え			20041122	シンジ ヅ	46		1		2015年2月	2016年6月	「14J-024」	20150320	2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
1 4 U - 1 2 9 - A	2015年4月	契約が2つある。別途契約「14U-129-A (LED20) 」 (関電契約有り：20W)			20141231	Wサケイ	7	E01	0			「14U-129-A」	20150316		2022年5月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	〇
7 8 S - 1 4 4	2016年2月	「15S-245-A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) に更新			19790406	ナカミ	11	N04	1		2015年3月	2016年5月	「15S-245-A」	20160105	2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
9 1 3 - 1 4 8	2016年2月	「15N-126-A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) に更新			19910907	ノエキミ B	2		12		2016年5月	「15N-126-A」	20160118		2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
阿倍野高規格通報装置 2	2016年3月	廃止依頼文書 (2016.2.5)				スミヨイ	2		0					廃止依頼文書 (2016.2.5)	2021年9月	定額電灯	4 0 W 5 0 V A 機器 1 0 0 V A 機器	4	
阿倍野高規格通報装置 3	2016年3月	廃止依頼文書 (2016.2.5)				スミヨイ	5		5					廃止依頼文書 (2016.2.5)	2021年9月	定額電灯	4 0 W 5 0 V A 機器 1 0 0 V A 機器	4	
住吉通報装置 5	2016年3月	廃止依頼文書 (2016.2.5)												廃止依頼文書 (2016.2.5)	2021年9月	定額電灯	2 0 0 V A 機器	1	
7 5 S - 0 7 1	2016年3月	「15S-241-A (LED20) 」 (関電契約有り：20W) に更新			0	コジ マ	4	W03	10		2015年3月	2016年6月	「15S-241-A」	20160201	2022年6月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
7 3 3 - 0 5 7	2016年4月	2015年3月有。2016年4月無。			0	Eノダ NA	6		5		2015年3月	2016年4月			2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 3 N - 5 5 8 - 5 5 9	2016年4月	「15N-801-802 (ナト110×2) 」 (関電契約有り：200W×2) に更新			0	Eサシ	2		10		2015年3月	2016年4月	「15N-801-802」	20160325	2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	2	
8 6 A - 1 1 6	2016年4月	「15A-013 (ナト110) 」に移設 (道路の反対側へ (独立柱→NTT柱共架))			19941029	Sミコ	3		20		2015年4月	2016年4月	「15A-013」	0	2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
9 3 2 - 0 1 9	2016年4月	「15W-101-A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) 建立時に撤去			19930708	テツノシ	1		0		2015年3月	2016年5月	「15W-101-A」	20160318	2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	2	
8 8 3 - 1 6 2	2016年5月	「15M-109-A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) に更新			19990728	キョウキ	5	E01	G1	1	2015年3月	2016年6月	「15M-109-A」	20160421	2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 8 K - 0 9 4 - 0 9 5	2016年5月	引込柱近くの駐輪場照明。2015年10月有。2016年5月無。			19980828	Wフホト	2	W02	0		2015年10月	2016年5月			2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	2	
7 2 1 - 0 8 3	2016年6月	2015年2月有。2016年6月無。			0	トヨ	33		5		2015年2月	2016年6月			2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
8 9 3 - 1 9 5	2016年6月	「16M-015 (LED60) 」 (関電契約有り：60W) に更新			19900308	Sイレ	25	W01	0		2015年3月	2016年6月	「16M-015」	20170221	2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	1	
9 6 Q - 6 8 1 - A	2016年12月	「16Q-009-A (LED40) 」 (関電契約有り：20W) に更新。			19970318	コマシ フ	7	E02	1		2016年5月	2016年12月	「16Q-009-A」	19970318	2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 W	1	
7 8 1 - 1 9 4	キ	2017年9月	「781-607 (ナト70) 」 (関電契約有り：100W) に更新		19790222	スゲノチ	34	W15	1		2017年9月	「781-607」	20051219		2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
8 2 7 - 0 3 1	2017年9月	撤去2017.5.25			19820726	キツ ヒツ N	40		28		2016年6月	2017年9月			2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
6 3 N - 5 2 3	2018年3月	「17N-011 (LED95L) 」 (関電契約有り：100W) に建替え (独立柱→共架灯) 時撤去。			19980325	シギ タEB	1	E10	12		2017年9月	2018年10月	「17N-011」	20180216	2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
8 1 A - 1 1 0	2018年3月	「17A-103-A (LED40) 」 (関電契約有り：40W) 建立時に撤去			19811128	ノダ	19		1		2017年9月	2018年10月	「17A-103-A」	20180216	2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
7 4 K - 2 5 0	2018年4月	「17K-011 (ナト360) 」 (関電契約有り：400W) に更新			0	コウツ N	50		1		2017年9月	2018年11月	「17K-011」	20180315	2022年1月	公衆街路灯 A	4 0 0 W	1	
9 9 J - 1 6 0 - S	2018年5月	「17J-013 (LED95L) 」 (関電契約有り：100W) に建替え。			20141027	シンジ ヅ	52		7		2016年5月	2018年10月	「17J-013」	20180413	2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 0 W	1	
1 1 S - 4 0 0 - A	2018年8月	2016.5～2018.9月に間に撤去。			20120315	シンホ	35	E03	20		2016年5月	2018年9月			2022年1月	公衆街路灯 A	2 0 W	1	
7 3 5 - 3 6 4 キ	2018年10月	2017年9月有。2018年10月無。			0	チツグ2	1	K86	K7	K1	55	〇	2017年9月	2018年10月	2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
9 0 M - 0 4 7	2018年10月	2017.9～2018.10の間に電柱撤去。			19901210	イマシ	35		1		2017年9月	2018年10月			2022年6月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
6 6 C - 0 0 4	2019年3月	「18C-012 (ナト270) 」 (関電契約有り：300W) に更新。			0	シカシ マ	10		5		2018年10月	2019年10月	「18C-012」	20190219	2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
シンイマザトゴオホ	2019年3月	「18L-012 (LED95L) 」 (関電契約有り：100W) に建替え時に撤去。			0	イマシ N	20		15		2018年10月	2019年7月	「18L-012」	20190214	2022年1月	公衆街路灯 A	5 0 0 W	1	
9 2 E - 3 5 8 - 2	2019年4月	「18E-102-A (LED40) 」 「18E-103-A (LED40) 」 (2件とも関電契約有り：40W)			-						2018年10月	2019年9月	「E-102-A」 「18E-103	20190205	廃止依頼文書 (2019.3.1)	2021年10月	公衆街路灯 A	4 0 W	2
0 5 7 - 1 5 8 - A	2019年9月	2019.9には、共架しているNTT柱を撤去。			20060302	ツ	17	N01	12		2018年10月	2019年9月			2022年1月	公衆街路灯 A	6 0 W	1	
大阪市建設局	2019年9月	隣接する歩道橋照明。現地2018年10月あり、2019年9月なし			19891118	Eフナチ	1	E02	0		2018年10月	2019年9月			2022年1月	公衆街路灯 A	1 0 0 W	2	
6 5 D - 7 7 6	2020年3月	「19D-102 (ナト180) 」 (関電契約有り：300W) に更新			19951213	マツシマキ	1	N01	6		2019年8月	2020年12月	「19D-102」	20200227	2022年1月	公衆街路灯 A	3 0 0 W	1	
7 0 1 - 5 3 2 - 5 3 8	2020年3月	4本に更新「19S-032」 「19S-034」 「19S-036」 「19S-038」 (4件ともLED95、契約：100Wあり)									2019年10月	2020年12月	「19S-032」他3件	20200204	廃止依頼文書 (2020.2.4)	2021年10月	公衆街路灯 A	1 0 0 W 3 0 0 W	4
9 0 S - 1 5 4	2020年12月	2019.10～2020.12の間に電柱撤去			19910131	ジ ヨツコウコ	11	W9											

契約名義	関電廃止手続依頼	通払い開始 (年月)	割合										金額										合計			
			2011年度 以前	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (2月まで)	ご請求金	2011年度 以前	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		2019年度	2020年度	2021年度
9 6 7 - 9 0 7	2022年2月14日	2008年7月	32.467043	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1188	38,571	11,166	13,117	14,630	14,169	12,793	14,064	14,715	14,755	13,703	13,708	175,390
9 8 4 - 9 1 3	2021年10月5日	2008年7月	32.467043	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	9.207156	381	12,370	3,581	4,207	4,692	4,544	4,103	4,510	4,719	4,732	4,395	3,508	55,361
6 6 1 - 2 2 4	2021年8月18日	2008年9月	30.971751	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	73,806	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	348,250
7 5 6 - 2 4 2	2022年2月14日	2009年2月	27.203390	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	39,635	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	207,435
9 8 6 - 7 0 6 - A	2022年2月14日	2009年2月	27.203390	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	359	9,766	3,374	3,964	4,421	4,282	3,866	4,250	4,447	4,459	4,141	4,142	51,111
6 9 1 - 0 8 0	2022年2月14日	2009年3月	26.403013	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	62,918	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	337,363
5 0 1 0 0 1 スタ	2022年2月14日	2009年4月	25.602637	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	995	25,475	9,352	10,986	12,253	11,867	10,715	11,779	12,324	12,358	11,477	11,481	140,066
6 8 1 - 0 3 2	2022年2月14日	2009年7月	23.354049	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1921	44,863	18,056	21,211	23,656	22,911	20,686	22,741	23,794	23,859	22,158	22,166	266,100
9 7 1 - 5 3 6 - A	2021年7月27日	2009年7月	23.354049	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	12,401	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	73,555
9 3 6 - 1 5 3	2022年2月14日	2009年9月	21.962335	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	11,662	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	72,816
シンシヨウヤマトーエフ8キ	2022年2月14日	2009年9月	21.962335	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	52,336	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	326,781
セイホクナイヤキ	2022年2月14日	2009年9月	21.962335	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	52,336	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	326,781
8 9 U - 1 2 6	2022年2月14日	2009年10月	21.284369	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	274	5,832	2,575	3,025	3,374	3,268	2,951	3,244	3,394	3,403	3,161	3,162	37,388
国道2号北 0 2 - 3 - 9 0	2022年2月14日	2009年10月	21.284369	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	11,302	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	72,456
9 5 O - 7 0 4 A	2022年2月14日	2009年11月	20.610169	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	10,944	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	72,098
9 5 O - 7 1 2 A	2022年2月14日	2009年11月	20.610169	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	10,944	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	72,098
9 5 O - 7 1 3 A	2022年2月14日	2009年11月	20.610169	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	10,944	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	72,098
住宅内	2022年2月14日	2009年11月	20.610169	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	30,029	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	197,828
9 2 2 - 3 9 5	2022年6月8日	2009年11月	20.610169	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	12.749529	531	10,944	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,770	72,741
6 5 5 - 5 6 3 ヨツハシセ	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	47,498	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	321,943
6 9 U - 6 7 5	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	29,041	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	196,840
7 4 5 - 0 1 4	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	29,041	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	196,840
7 7 - 4 セー 1 0 6	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	29,041	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	196,840
7 9 1 - 1 7 9	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1404	27,985	13,197	15,502	17,290	16,745	15,119	16,621	17,390	17,438	16,195	16,200	189,680
8 0 7 - 0 9 9 - 1 0 0	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1921	38,290	18,056	21,211	23,656	22,911	20,686	22,741	23,794	23,859	22,158	22,166	259,527
9 0 4 - 0 6 2	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	29,041	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	196,840
9 1 4 - 2 3 5	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	304	6,059	2,857	3,357	3,744	3,626	3,274	3,599	3,765	3,776	3,507	3,508	41,070
9 7 1 - 3 5 8 - A	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	10,584	4,991	5,863	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	71,738
9 8 2 - 9 0 4	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2847	56,747	26,760	31,435	35,059	33,955	30,658	33,703	35,263	35,360	32,840	32,850	384,629
セイホクナイヤナ	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	47,498	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	321,943
天神橋筋六丁目交差点北西	2021年7月8日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	29,041	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	196,840
南北線H 1 6	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	3773	75,204	35,463	41,659	46,463	44,999	40,629	44,665	46,733	46,861	43,521	43,535	509,732
9 9 7 - 0 0 8 - S	2022年2月14日	2009年12月	19.932203	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	995	19,833	9,352	10,986	12,253	11,867	10,715	11,779	12,324	12,358	11,477	11,481	134,424
7 3 6 - 1 3 0	2022年2月14日	2010年1月	19.248588	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	45,869	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	320,314
9 1 1 - 8 4 7	2022年2月14日	2010年1月	19.248588	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	28,045	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	195,844
A - 2 1 - A	2022年2月14日	2010年1月	19.248588	9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1												

契約名義	関電廃止手続依頼	過払い開始 (年月)	割合 2011年度 以前	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (2月まで)	ご請求金	金額												合計
															2011年度 以前	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		
5 0 2 5 0 1 スタ	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	0	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	167,799	
5 0 2 5 0 1 スタ	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	0	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	167,799	
7 1 1－2 4 4	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	0	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	274,444	
7 1 6－0 9 7	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	0	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	274,444	
7 3 6－1 2 8	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	0	22,398	26,312	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	274,444	
7 9 6－0 1 9	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	995	0	9,352	10,986	12,253	11,867	10,715	11,779	12,324	12,358	11,477	11,481	114,592	
9 0 1－1 7 7	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	359	0	3,374	3,964	4,421	4,282	3,866	4,250	4,447	4,459	4,141	4,142	41,345	
9 7 4－9 2 9－0 1 5	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	3773	0	35,463	41,659	46,463	44,999	40,629	44,665	46,733	46,861	43,521	43,535	434,527	
サンスイー 1	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2396	0	22,521	26,455	29,506	28,576	25,801	28,364	29,677	29,758	27,637	27,647	275,942	
シ ケンセツキョク	2022年1月26日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	10.342750	2847	0	26,760	31,435	35,059	33,955	30,658	33,703	35,263	35,360	32,840	29,446	324,478	
タザエモン 5 0 1－5 0 2	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1748	0	16,430	19,300	21,526	20,848	18,823	20,693	21,651	21,710	20,163	20,169	201,313	
トウナンナイニリ	2022年2月14日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	0	13,695	16,087	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	167,799	
道路照明灯	2022年1月26日	2012年4月		9.399247	11.041431	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	10.342750	2847	0	26,760	31,435	35,059	33,955	30,658	33,703	35,263	35,360	32,840	29,446	324,478	
9 0 2－9 1 4	2022年2月14日	2013年9月			6.619586	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	359	0	0	2,376	4,421	4,282	3,866	4,250	4,447	4,459	4,141	4,142	36,383	
土木局	2022年2月14日	2013年9月			6.619586	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	2383	0	0	15,774	29,345	28,421	25,661	28,210	29,516	29,597	27,488	27,496	241,509	
0 0 4－0 1 9－A	2022年2月14日	2013年9月			6.619586	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	0	0	9,645	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	147,662	
0 2 7－2 9 6－A	2022年2月14日	2013年10月			5.662900	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	0	0	3,007	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	53,307	
0 2 7－3 0 1－A	2022年2月14日	2013年10月			5.662900	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	0	0	3,007	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	53,307	
9 5 3－0 1 9－A	2022年7月4日	2013年11月			4.708098	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	12.749529	531	0	0	2,500	6,539	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,770	53,443	
0 2 3－2 8 1－A	2022年2月14日	2014年3月			0.952919	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	995	0	0	948	12,253	11,867	10,715	11,779	12,324	12,358	11,477	11,481	95,201	
7 3 M－2 7 9	2022年2月14日	2014年3月			0.952919	12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	359	0	0	342	4,421	4,282	3,866	4,250	4,447	4,459	4,141	4,142	34,349	
9 0 4－1 3 7	2022年2月14日	2014年4月				12.314501	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	1457	0	0	0	17,942	17,377	15,690	17,248	18,046	18,096	16,806	16,812	138,017	
0 0 1－1 0 1－A	2022年2月14日	2015年3月				1.033898	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	0	0	0	549	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	44,310	
0 5 3－0 5 0－A	2022年2月14日	2015年3月				1.033898	11.926554	10.768362	11.838041	12.386064	12.419962	11.534840	11.538606	531	0	0	0	549	6,333	5,718	6,286	6,577	6,595	6,125	6,127	44,310	
9 5 1－1 0 0	2022年2月14日	2015年3月				1.033898	11.926554	10.768362																			

(1) 契約名義	(2) 受電終了日	(5) 支払終了日	支払月額			
			2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月
8 8 1－0 9 2	1997年4月	2022年5月	643	647	-	
9 2 2－3 9 5	2009年11月	2022年5月	643	647	-	
6 4 9－0 0 8	2010年1月	2022年5月	1219	1226	-	
6 4 9－0 0 9	2010年1月	2022年5月	1,219	1,226	-	
9 0 S－1 5 4	2020年12月	2022年5月	427	429	-	
9 0 M－0 4 7	2018年10月	2022年5月	1,794	1,805	-	-
7 5 S－0 7 1	2016年3月	2022年6月	427	429	429	-
7 7－6 ゼー 3 4	2004年10月	2022年6月	1,219	1,226	1,226	-
1 4 U－1 2 9－A	2015年4月	2022年5月	427	429	-	
9 6 1－3 9 0－A	2010年2月	2022年6月	1,794	1,805	1,805	-
9 1 1－3 7 2	2010年2月	2022年6月	1,219	1,226	1,226	-
9 5 3－0 1 9－A	2013年11月	2022年6月	643	647	647	-
9 0 1－0 7 1	1992年6月	2022年6月	643	647	647	-
						2022年度 30,686

別紙 3

電気税 5% 消費税 3%	年月	月額料金 100W	2021年6月の 金額に対する割合	各年度の 割合の合計	2012年3月までの 割合の合計
	1980年4月～1987年12月	483			
	1988年1月～1989年4月	408			
	1989年5月～1995年12月	394			
	1991年4月	394	0.741996		180.158192
	1991年5月	394	0.741996		179.416196
	1991年6月	394	0.741996		178.674200
	1991年7月	394	0.741996		177.932203
	1991年8月	394	0.741996		177.190207
	1991年9月	394	0.741996		176.448211
	1991年10月	394	0.741996		175.706215
	1991年11月	394	0.741996		174.964218
	1991年12月	394	0.741996		174.222222
	1992年1月	394	0.741996		173.480226
	1992年2月	394	0.741996		172.738230
	1992年3月	394	0.741996		171.996234
	1992年4月	394	0.741996		171.254237
	1992年5月	394	0.741996		170.512241
	1992年6月	394	0.741996		169.770245
	1992年7月	394	0.741996		169.028249
	1992年8月	394	0.741996		168.286252
	1992年9月	394	0.741996		167.544256
	1992年10月	394	0.741996		166.802260
	1992年11月	394	0.741996		166.060264
	1992年12月	394	0.741996		165.318267
	1993年1月	394	0.741996		164.576271
	1993年2月	394	0.741996		163.834275
	1993年3月	394	0.741996		163.092279
	1993年4月	394	0.741996		162.350282
	1993年5月	394	0.741996		161.608286
	1993年6月	394	0.741996		160.866290
	1993年7月	394	0.741996		160.124294
	1993年8月	394	0.741996		159.382298
	1993年9月	394	0.741996		158.640301
	1993年10月	394	0.741996		157.898305
	1993年11月	394	0.741996		157.156309
	1993年12月	394	0.741996		156.414313
	1994年1月	394	0.741996		155.672316
	1994年2月	394	0.741996		154.930320
	1994年3月	394	0.741996		154.188324
	1994年4月	394	0.741996		153.446328
	1994年5月	394	0.741996		152.704331
	1994年6月	394	0.741996		151.962335
	1994年7月	394	0.741996		151.220339
	1994年8月	394	0.741996		150.478343
	1994年9月	394	0.741996		149.736347
	1994年10月	394	0.741996		148.994350
	1994年11月	394	0.741996		148.252354
	1994年12月	394	0.741996		147.510358
	1995年1月	394	0.741996		146.768362
	1995年2月	394	0.741996		146.026365
	1995年3月	394	0.741996		145.284369
	1995年4月	394	0.741996		144.542373
	1995年5月	394	0.741996		143.800377
	1995年6月	394	0.741996		143.058380
	1995年7月	394	0.741996		142.316384
	1995年8月	394	0.741996		141.574388
	1995年9月	394	0.741996		140.832392
	1995年10月	394	0.741996		140.090395
	1995年11月	394	0.741996		139.348399
	1995年12月	394	0.741996		138.606403
	1996年1月	373	0.702448		137.864407
	1996年2月	373	0.702448		137.161959
	1996年3月	373	0.702448		136.459510
	1996年4月	373	0.702448		135.757062
	1996年5月	373	0.702448		135.054614
	1996年6月	373	0.702448		134.352166
	1996年7月	382	0.719397		133.649718
	1996年8月	382	0.719397		132.930320
	1996年9月	382	0.719397		132.210923
	1996年10月	385	0.725047		131.491525
	1996年11月	385	0.725047		130.766478
	1996年12月	385	0.725047		130.041431
	1997年1月	387	0.728814		129.316384
	1997年2月	387	0.728814		128.587571
	1997年3月	387	0.728814		127.858757

消費税 5%

1997年4月	396	0.745763	127.129944
1997年5月	403	0.758945	126.384181
1997年6月	403	0.758945	125.625235
1997年7月	405	0.762712	124.866290
1997年8月	405	0.762712	124.103578
1997年9月	405	0.762712	123.340866
1997年10月	405	0.762712	122.578154
1997年11月	405	0.762712	121.815443
1997年12月	405	0.762712	121.052731
1998年1月	399	0.751412	120.290019
1998年2月	394	0.741996	119.538606
1998年3月	394	0.741996	118.796610
1998年4月	375	0.706215	118.054614
1998年5月	375	0.706215	117.348399
1998年6月	375	0.706215	116.642185
1998年7月	375	0.706215	115.935970
1998年8月	375	0.706215	115.229755
1998年9月	375	0.706215	114.523540
1998年10月	369	0.694915	113.817326
1998年11月	369	0.694915	113.122411
1998年12月	369	0.694915	112.427495
1999年1月	368	0.693032	111.732580
1999年2月	368	0.693032	111.039548
1999年3月	368	0.693032	110.346516
1999年4月	360	0.677966	109.653484
1999年5月	360	0.677966	108.975518
1999年6月	360	0.677966	108.297552
1999年7月	355	0.668550	107.619586
1999年8月	355	0.668550	106.951036
1999年9月	355	0.668550	106.282486
1999年10月	362	0.681733	105.613936
1999年11月	362	0.681733	104.932203
1999年12月	362	0.681733	104.250471
2000年1月	367	0.691149	103.568738
2000年2月	367	0.691149	102.877589
2000年3月	367	0.691149	102.186441
2000年4月	370	0.696798	101.495292
2000年5月	370	0.696798	100.798493
2000年6月	370	0.696798	100.101695
2000年7月	376	0.708098	99.404896
2000年8月	376	0.708098	98.696798
2000年9月	376	0.708098	97.988701
2000年10月	370	0.696798	97.280603
2000年11月	370	0.696798	96.583804
2000年12月	370	0.696798	95.887006
2001年1月	374	0.704331	95.190207
2001年2月	374	0.704331	94.485876
2001年3月	374	0.704331	93.781544
2001年4月	378	0.711864	93.077213
2001年5月	378	0.711864	92.365348
2001年6月	378	0.711864	91.653484
2001年7月	377	0.709981	90.941620
2001年8月	377	0.709981	90.231638
2001年9月	377	0.709981	89.521657
2001年10月	381	0.717514	88.811676
2001年11月	381	0.717514	88.094162
2001年12月	381	0.717514	87.376648
2002年1月	380	0.715631	86.659134
2002年2月	380	0.715631	85.943503
2002年3月	380	0.715631	85.227872
2002年4月	376	0.708098	84.512241
2002年5月	376	0.708098	83.804143
2002年6月	376	0.708098	83.096045
2002年7月	376	0.708098	82.387947
2002年8月	376	0.708098	81.679849
2002年9月	376	0.708098	80.971751
2002年10月	365	0.687382	80.263653
2002年11月	365	0.687382	79.576271
2002年12月	365	0.687382	78.888889
2003年1月	365	0.687382	78.201507
2003年2月	365	0.687382	77.514124
2003年3月	365	0.687382	76.826742
2003年4月	365	0.687382	76.139360
2003年5月	365	0.687382	75.451977
2003年6月	365	0.687382	74.764595
2003年7月	369	0.694915	74.077213
2003年8月	369	0.694915	73.382298
2003年9月	369	0.694915	72.687382
2003年10月	365	0.687382	71.992467
2003年11月	365	0.687382	71.305085
2003年12月	365	0.687382	70.617702
2004年1月	365	0.687382	69.930320
2004年2月	365	0.687382	69.242938
2004年3月	365	0.687382	68.555556

2004年4月	365	0.687382	67.868173
2004年5月	365	0.687382	67.180791
2004年6月	365	0.687382	66.493409
2004年7月	365	0.687382	65.806026
2004年8月	365	0.687382	65.118644
2004年9月	365	0.687382	64.431262
2004年10月	370	0.696798	63.743879
2004年11月	370	0.696798	63.047081
2004年12月	370	0.696798	62.350282
2005年1月	374	0.704331	61.653484
2005年2月	374	0.704331	60.949153
2005年3月	374	0.704331	60.244821
2005年4月	378	0.711864	59.540490
2005年5月	360	0.677966	58.828625
2005年6月	360	0.677966	58.150659
2005年7月	360	0.677966	57.472693
2005年8月	360	0.677966	56.794727
2005年9月	360	0.677966	56.116761
2005年10月	367	0.691149	55.438795
2005年11月	367	0.691149	54.747646
2005年12月	367	0.691149	54.056497
2006年1月	376	0.708098	53.365348
2006年2月	376	0.708098	52.657250
2006年3月	376	0.708098	51.949153
2006年4月	384	0.723164	51.241055
2006年5月	360	0.677966	50.517891
2006年6月	360	0.677966	49.839925
2006年7月	360	0.677966	49.161959
2006年8月	360	0.677966	48.483992
2006年9月	360	0.677966	47.806026
2006年10月	360	0.677966	47.128060
2006年11月	360	0.677966	46.450094
2006年12月	360	0.677966	45.772128
2007年1月	368	0.693032	45.094162
2007年2月	368	0.693032	44.401130
2007年3月	368	0.693032	43.708098
2007年4月	366	0.689266	43.015066
2007年5月	366	0.689266	42.325800
2007年6月	366	0.689266	41.636535
2007年7月	365	0.687382	40.947269
2007年8月	365	0.687382	40.259887
2007年9月	365	0.687382	39.572505
2007年10月	371	0.698682	38.885122
2007年11月	371	0.698682	38.186441
2007年12月	371	0.698682	37.487759
2008年1月	378	0.711864	36.789077
2008年2月	378	0.711864	36.077213
2008年3月	378	0.711864	35.365348
2008年4月	387	0.728814	34.653484
2008年5月	387	0.728814	33.924670
2008年6月	387	0.728814	33.195857
2008年7月	397	0.747646	32.467043
2008年8月	397	0.747646	31.719397
2008年9月	397	0.747646	30.971751
2008年10月	393	0.740113	30.224105
2008年11月	393	0.740113	29.483992
2008年12月	393	0.740113	28.743879
2009年1月	425	0.800377	28.003766
2009年2月	425	0.800377	27.203390
2009年3月	425	0.800377	26.403013
2009年4月	425	0.800377	25.602637
2009年5月	390	0.734463	24.802260
2009年6月	379	0.713748	24.067797
2009年7月	372	0.700565	23.354049
2009年8月	367	0.691149	22.653484
2009年9月	360	0.677966	21.962335
2009年10月	358	0.674200	21.284369
2009年11月	360	0.677966	20.610169
2009年12月	363	0.683616	19.932203
2010年1月	364	0.685499	19.248588
2010年2月	366	0.689266	18.563089
2010年3月	368	0.693032	17.873823
2010年4月	359	0.676083	17.180791
2010年5月	360	0.677966	16.504708
2010年6月	362	0.681733	15.826742
2010年7月	366	0.689266	15.145009
2010年8月	371	0.698682	14.455744
2010年9月	374	0.704331	13.757062
2010年10月	374	0.704331	13.052731
2010年11月	370	0.696798	12.348399
2010年12月	367	0.691149	11.651601
2011年1月	364	0.685499	10.960452
2011年2月	363	0.683616	10.274953
2011年3月	364	0.685499	9.591337
2011年4月	368	0.693032	8.905838
2011年5月	373	0.702448	8.212806
2011年6月	379	0.713748	7.510358
2011年7月	386	0.726930	6.796610
2011年8月	393	0.740113	6.069680
2011年9月	398	0.749529	5.329567
2011年10月	404	0.760829	4.580038
2011年11月	406	0.764595	3.819209
2011年12月	406	0.764595	3.054614
2012年1月	405	0.762712	2.290019
2012年2月	405	0.762712	1.527307
2012年3月	406	0.764595	0.764595

消費税 内税	8%	2012年4月	408	0.768362			9.399247
		2012年5月	408	0.768362			8.630885
		2012年6月	412	0.775895			7.862524
		2012年7月	417	0.785311			7.086629
		2012年8月	430	0.809793			6.301318
		2012年9月	428	0.806026			5.491525
		2012年10月	422	0.794727			4.685499
		2012年11月	418	0.787194			3.890772
		2012年12月	416	0.783427			3.103578
		2013年1月	412	0.775895			2.320151
		2013年2月	410	0.772128			1.544256
		2013年3月	410	0.772128	2012年度の計	9.399247	0.772128
		2013年4月	417	0.785311			11.041431
		2013年5月	433	0.815443			10.256121
		2013年6月	491	0.924670			9.440678
		2013年7月	501	0.943503			8.516008
		2013年8月	506	0.952919			7.572505
		2013年9月	508	0.956685			6.619586
		2013年10月	507	0.954802			5.662900
		2013年11月	502	0.945386			4.708098
		2013年12月	498	0.937853			3.762712
		2014年1月	496	0.934087			2.824859
		2014年2月	498	0.937853			1.890772
		2014年3月	506	0.952919	2013年度の計	11.041431	0.952919
		2014年4月	518	0.975518			12.314501
		2014年5月	556	1.047081			11.338983
		2014年6月	557	1.048964			10.291902
		2014年7月	553	1.041431			9.242938
		2014年8月	550	1.035782			8.201507
		2014年9月	547	1.030132			7.165725
		2014年10月	542	1.020716			6.135593
		2014年11月	541	1.018832			5.114878
		2014年12月	540	1.016949			4.096045
		2015年1月	541	1.018832			3.079096
		2015年2月	545	1.026365			2.060264
		2015年3月	549	1.033898	2014年度の計	12.314501	1.033898
		2015年4月	540	1.016949			11.926554
		2015年5月	549	1.033898			10.909605
		2015年6月	524	0.986817			9.875706
		2015年7月	534	1.005650			8.888889
		2015年8月	520	0.979284			7.883239
		2015年9月	507	0.954802			6.903955
		2015年10月	508	0.956685			5.949153
		2015年11月	546	1.028249			4.992467
		2015年12月	542	1.020716			3.964218
		2016年1月	532	1.001883			2.943503
		2016年2月	521	0.981168			1.941620
		2016年3月	510	0.960452	2015年度の計	11.926554	0.960452
		2016年4月	495	0.932203			10.768362
		2016年5月	503	0.947269			9.836158
		2016年6月	482	0.907721			8.888889
		2016年7月	472	0.888889			7.981168
		2016年8月	464	0.873823			7.092279
		2016年9月	462	0.870056			6.218456
		2016年10月	464	0.873823			5.348399
		2016年11月	466	0.877589			4.474576
		2016年12月	469	0.883239			3.596987
		2017年1月	471	0.887006			2.713748
		2017年2月	479	0.902072			1.826742
		2017年3月	491	0.924670	2016年度の計	10.768362	0.924670
		2017年4月	507	0.954802			11.838041
		2017年5月	535	1.007533			10.883239
		2017年6月	544	1.024482			9.875706
		2017年7月	543	1.022599			8.851224
		2017年8月	545	1.026365			7.828625
		2017年9月	518	0.975518			6.802260
		2017年10月	519	0.977401			5.826742
		2017年11月	516	0.971751			4.849341
		2017年12月	514	0.967985			3.877589
		2018年1月	514	0.967985			2.909605
		2018年2月	514	0.967985			1.941620
		2018年3月	517	0.973635	2017年度の計	11.838041	0.973635
		2018年4月	524	0.986817			12.386064
		2018年5月	539	1.015066			11.399247
		2018年6月	543	1.022599			10.384181
		2018年7月	546	1.028249			9.361582
		2018年8月	536	1.009416			8.333333
		2018年9月	540	1.016949			7.323917
		2018年10月	544	1.024482			6.306968
		2018年11月	550	1.035782			5.282486
		2018年12月	555	1.045198			4.246704
		2019年1月	562	1.058380			3.201507
		2019年2月	568	1.069680			2.143126
		2019年3月	570	1.073446	2018年度の計	12.386064	1.073446
		2019年4月	568	1.069680			12.419962
		2019年5月	567	1.067797			11.350282
		2019年6月	563	1.060264			10.282486
		2019年7月	558	1.050847			9.222222
		2019年8月	551	1.037665			8.171375
		2019年9月	543	1.022599			7.133710
消費税 10%		2019年10月	538	1.013183			6.111111
		2019年11月	545	1.026365			5.097928
		2019年12月	544	1.024482			4.071563
		2020年1月	542	1.020716			3.047081
		2020年2月	538	1.013183			2.026365
		2020年3月	538	1.013183	2019年度の計	12.419962	1.013183

基準

2020年4月	536	1.009416			11.534840
2020年5月	537	1.011299			10.525424
2020年6月	536	1.009416			9.514124
2020年7月	534	1.005650			8.504708
2020年8月	532	1.001883			7.499058
2020年9月	523	0.984934			6.497175
2020年10月	511	0.962335			5.512241
2020年11月	496	0.934087			4.549906
2020年12月	483	0.909605			3.615819
2021年1月	476	0.896422			2.706215
2021年2月	477	0.898305			1.809793
2021年3月	484	0.911488	2020年度の計	11.534840	0.911488
2021年4月	496	0.934087			
2021年5月	525	0.988701			
2021年6月	531	1.000000			
2021年7月	535	1.007533			
2021年8月	534	1.005650			
2021年9月	547	1.030132			
2021年10月	560	1.054614	2021年度（10月まで）	7.020716	
2021年11月	574	1.080979			
2021年12月	587	1.105461	2021年度（12月まで）	9.207156	
2022年1月	603	1.135593	2021年度（1月まで）	10.342750	
2022年2月	635	1.195857	2021年度（2月まで）	11.538606	
2022年3月	643	1.210923	2021年度（3月まで）	12.749529	

77-2ゼ-38	700,225		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
77-4ゼ-106	196,840	193,930	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
776-014	133,744		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
776-086	675,471	655,052	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
77-6ゼ-34	179,222	181,117	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
781-194 キ	54,408	164,794	実支払額への置き換えに加え、道橋システムにより得られる情報の精査を行い、過払い開始年月を繰り上げ。	②
783-056	232,056	227,573	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
786-551	420,193	409,408	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
78S-144	26,001	30,627	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
791-179	189,680	187,040	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
793-118	516,308	502,772	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
793-125	555,769	540,458	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
796-019	114,592	113,180	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
803-056	232,056	227,584	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
803-114	332,619	324,983	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
807-099-100	259,527	255,260	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
811-085	207,204	203,252	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
813-124	218,289	215,884	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
815-019		413,201	請求書に同じ契約名義等があり精査した結果、新たに過払いとして追加したもの。	①
816-033	394,614	384,821	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
816-097	650,716	651,823	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
81A-110	17,538	17,072	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
827-031	79,671	82,361	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
832-808	318,282	311,859	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
846-109	535,749	521,339	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
847-805	817,469	793,982	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
847-836	726,988	708,060	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
866-059	258,644	253,631	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
86A-116	25,304		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
874-054	879,947	853,460	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
881-092	129,303	130,520	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
883-162	36,933	36,265	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
891-064	396,552	387,932	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
891-065	242,457	237,808	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
893-195	36,430	35,762	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
89U-126	37,388	9,348	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
901-071	151,945	1,062,766	実支払額への置き換えに加え、同じ契約名義の契約が2件(800W、100W)あり、100Wの契約を誤って計上。	④
901-177	41,345	40,943	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
901-233	631,266	612,527	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
902-438	388,169	381,032	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
902-914	36,383	93,590	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
903-232	70,645	70,052	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
904-062	196,840	79,472	実支払額への置き換えに加え、道橋システムにより得られる情報の精査を行い、過払い開始年月を繰り下た。	②
904-137	138,017		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
906-717	133,062	131,194	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
90M-047	62,667	66,246	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
90S-154	5,875	6,722	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
911-367	385,965	376,259	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
911-372	134,267	243,703	実支払額への置き換えに加え、道橋システムにより得られる情報の精査を行い、過払い開始年月を繰り上げ。	②
911-847	195,844	192,937	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
913-148	38,459	37,798	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
914-235	41,070		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
921-436	334,660	326,645	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
922-395	72,741	74,085	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
924-375-376	165,577	162,966	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
924-377	88,363	87,785	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
926-060		137,388	請求書に同じ契約名義等があり精査した結果、新たに過払いとして追加したもの。	①
92E-358-2	14,806	14,803	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
932-019	70,133	68,842	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④

982－904	384,629	378,210	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
983－162		154,217	請求書に同じ契約名義等があり精査した結果、新たに過払いとして追加したもの。	①
983－163		154,217	請求書に同じ契約名義等があり精査した結果、新たに過払いとして追加したもの。	①
984－913	55,361		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
986－706－A	51,111	51,153	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
98K－094－095	133,613	131,183	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
991－423－A		48,178	請求書に同じ契約名義等があり精査した結果、新たに過払いとして追加したもの。	①
997－008－S	134,424		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
99J－160－S	46,658	45,283	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
A－21－A	258,214	253,987	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
イマザトアジロセンリ	516,308	502,695	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ウメシン1	315,831	313,584	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ウメシン2	315,831	313,584	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
オオサカシ ケンセツキヨク	493,201	479,938	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
オオサカシケンセツキヨク	86,925	252,770	実支払額への置き換えに加え、情報提供に使用した単価を誤っていたため。	④
オオトモチサンホ	318,680	313,478	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
カシマチヨウオホヘ	446,002	435,147	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
サンスイー1	275,942	272,736	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
シ ケンセツキヨク	324,478	323,976	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
シジユウソバイハスウチ	258,214	253,767	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
シジユウソバイハスウニ	258,214		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
シンイマザトゴオホ	87,139	84,400	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
シンシヨウヤマトーエフ8キ	326,781	682,175	実支払額への置き換えに加え、道橋システムにより得られる情報の精査を行い、過払い開始年月を繰り上げ。	②
セイホクナイヤキ	326,781	321,408	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
セイホクナイヤナ	321,943	682,547	実支払額への置き換えに加え、道橋システムにより得られる情報の精査を行い、過払い開始年月を繰り上げ。	②
タザエモン501－502	201,313	198,905	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ツルミナミガイト	163,415	162,948	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
トウナンナイニリ	167,799	189,888	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
道路照明灯	324,478	374,600	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ノナカミナミ ニホ	53,786	53,834	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ヒヨウシキー1	440,826	436,716	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ヒヨウシキー2	440,826	436,680	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ボ長居東	133,744	131,895	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
ルート043ト03606	356,436	349,710	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
阿倍野高規格通報装置 2	76,767	75,524	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
阿倍野高規格通報装置 3	76,767	75,524	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
関西線ユー3	258,214		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
国道2号北 02－3－90	72,456		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
住吉通報装置 5	57,224	57,213	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
住宅内	197,828	194,787	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
大阪市建設局	10,415	28,279	実支払額への置き換えに加え、情報提供に使用した単価を誤っていたため。	④
天神橋筋六丁目交差点北西	196,840		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
土木局	72,447	561,554	実支払額への置き換えに加え、情報提供に使用した単価を誤っていたため。	④
土木局	241,509	238,851	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
南北線H16	509,732	501,096	金額計算式による試算を、実際の支払額の積上げ額に置き換えたため。	④
矢田トミタチヨウオホリ	133,744		契約対象の照明灯等が見つかったため、過払い対象から除外	③
47,220,988		51,942,699		

【参考（法令等〔抜粋〕）】

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（支出の方法）

第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 略

（中略）

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前 2 項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

（1） 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

（2） 過料に係る債権

（3） 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

（4） 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権

（5） 預金に係る債権

（6） 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

（7） 寄附金に係る債権

（8） 基金に属する債権

（以下略）

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（督促）

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する分担金等に係る債権（第 171 条の 5 及び第 171 条の 6 第 1 項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める

場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に
有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められ
るとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債
務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむ
を得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務
の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると
認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付
けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号
までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する
貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行
することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延
長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の
遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に
係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに
近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限
（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約
又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれ
に近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、
当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金
に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基
いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除につ
いては、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなけ
ばならない。

3 前 2 項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要
しない。

（以下略）

3 民法（明治29年法律第89号）

（債権等の消滅時効）

第 166 条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しない
とき。
- (2) 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。

2～3 略

(中略)

(不当利得の返還義務)

第 703 条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(以下略)

4 民法（明治29年法律第89号）（平成29年法律第44号による改正前）

(消滅時効の進行等)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 略

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

2 略

(以下略)